

第9回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会

日 時：令和7年11月25日（火）9：30～11：30

会 場：長野県スポーツ会館

1 開会

2 教育次長挨拶

3 報告事項

- （1）令和7年度の取組の進捗状況について
- （2）信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱（案）について
- （3）文化芸術活動の地域展開に係る実態把握及び情報の共有について
- （4）中学校部活動の地域展開における課題と今後の取組（案）について

保健厚生課
保健厚生課
学びの改革支援課
保健厚生課

4 協議事項

- （1）「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）について
- （2）地域クラブ活動の相談窓口（素案）について

保健厚生課
スポーツ振興課

5 事例発表

- （1）「まつチャレフェスタ！2025」について
- （2）・（3）地域の取組事例 ※紙面のみ

松本市教育委員会
保健厚生課

6 その他・情報提供

- （1）県中体連大会等の運営・組織のあり方について
- （2）「中学校部活動の地域展開フォーラム」の開催について
- （3）（公財）スポーツ安全協会の助成事業について

長野県中学校体育連盟
保健厚生課
保健厚生課

7 閉会

事業目的



子どもたちのニーズに応える持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動を整備するためのインフラとして、地域指導者・協力者が不可欠であり、地域指導者・協力者の募集並びに人材登録から、市町村と共有する人材バンクシステムを構築・活用を図る。

現状と課題



（1）現 状

- 令和6年11月より、「信州地域クラブ指導者登録リスト」登録サイトを開設。2次元コードを記載したチラシを10万部作成し周知活動を実施。
- 学校及びスポーツ・文化芸術関係団体、大学、企業等に配布。
- 令和7年9月22日現在、登録者数は429人となり、市町村とのマッチング事例は10名程度。



（2）課 題

- グーグルフォームでの手作業による登録者の管理・集計は、煩雑で業務負担が大きい。
- 市町村と登録者が双方向でアポイントができる人材バンクシステムの構築が必要。

改善策



業務委託による人材バンクシステムの構築・運用により、指導者・協力者の拡充・マッチングの強化を図る

プロポーザルの結果、アスフィール株式会社に業務委託することが決定。同社は、日本体育大学の一般社団法人「NITTAICLUB」と連携協定を結ぶ。人材マッチングシステムの共同開発を通して、日本体育大学の卒業生の登録が期待される。

人材バンクのスキーム



指導・協力希望者

登 録

氏名
プロフィール
競技種目／分野
地域…

候補者一覧



検索／スカウト送信



地方自治体

自治体

検索／応募

募集一覧

掲 載



新着募集
競技種目／分野から探す

求人情報
勤務内容
求める人材
条件など…

背景と主旨

【指導者の質の担保の重要性】

- 地域展開の課題の一つに、地域クラブ活動の指導者の質の担保がある
- 国は「地域クラブ活動認定制度」及び「認定地域クラブ活動指導者登録制度」を整備しており、今後、地域クラブ活動指導者は研修を義務付けられる



【本県の取組】

地域振興局単位（10圏域）に県教委が行う指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域クラブ活動に研修講師として派遣し、指導者を育成する事業（地域クラブ指導者養成リーダー出前講座事業）を起ち上げた

長野体育学会と連携し「信州地域クラブ活動指導者研修コンテンツ」を作成

1. 指導の基礎理論と倫理

(1)指導者の役割と責任

- ①スポーツ指導者の定義、役割、社会貢献
- ②指導における倫理綱領、行動規範
- ③インテグリティの重要性
(八百長、ドーピング防止など)

(2)発達段階と心理 大木雄太（信州大学）

- ①年齢に応じた身体的・精神的発達段階の理解
- ②スポーツにおけるモチベーション理論
- ③子どもの育成における心理的サポート
- ④選手との信頼関係構築

(3)コミュニケーションスキル 中島弘毅（松本大学）

- ①選手との効果的なコミュニケーション
(アクティブラスティング、フィードバックの方法)
- ②保護者、他指導者、関係機関との連携
- ③衝突解決、困難な状況への対応

(4)スポーツと人権 新井喜代加（松本大学）

- ①ハラスメント（パワハラ、セクハラなど）の防止と対応
- ②差別（性別、障がい、人種など）の禁止
- ③多様性の尊重（インクルーシブスポーツ）

2. スポーツ科学と実践

(1)運動生理学とトレーニング理論 速水達也（信州大学）

- ①身体の仕組みと運動反応の基礎
- ②体力要素（筋力、持久力、スピードなど）と評価方法
- ③トレーニング原則（過負荷、特異性、漸進性など）
- ④コンディショニングとピーキング

(2)スポーツ栄養学

- ①アスリートの栄養摂取の基本
(三大栄養素、ビタミン、ミネラル)
- ②試合期、練習期の栄養戦略
- ③水分補給の重要性
- ④サプリメントの適切な利用と注意点

(3)スポーツ心理学 高山智史（長野大学）

- ①メンタルトレーニングの基礎
(目標設定、イメージトレーニング、リラクセーション)
- ②プレッシャーへの対処、集中力の向上
- ③競技不安の克服
- ④チームビルディングとリーダーシップ

(4)スポーツバイオメカニクス 吉田陽平（松本大学）

- ①運動動作の分析と効率化
- ②正しいフォームの習得と指導
- ③動作改善のためのドリル作成

(5)スポーツ医学と応急処置：その1 杉本穂高（長野保健医療大学）

- ①スポーツ障害・外傷の種類と予防
- ②メディカルチェックの重要性、医療機関との連携

(6)スポーツ医学と応急処置：その2 廣野準一（信州大学）

- ①RICE処置などの応急処置の基本
- ②熱中症、脳震盪などの緊急事態への対応

3. 組織運営とマネジメント

(1)チーム運営とマネジメント 紅桜英信（茅野スポーツリンク＆イノベーション合同会社）

- ①チームビジョン・目標の共有
- ②役割分担、組織体制の構築、チーム規律とルール設定
- ③危機管理とリスクマネジメント

(2)法務・コンプライアンス 吉田勝光（桐蔭横浜大学名誉教授）

- ①スポーツに関連する法律（PL法、個人情報保護法など）
- ②著作権、肖像権の理解
- ③安全配慮義務
- ④コンプライアンス意識の醸成

(3)キャリア形成とセカンドキャリア支援

- ①選手のデュアルキャリア支援（学業・仕事との両立）
- ②引退後のキャリア支援
- ③指導者自身のキャリアアップ、継続学習

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例	研修用コンテンツ作成担当（予定）
①総論・制度	部活動の地域展開・地域区た部活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等を含む）	県教育委員会保健厚生課 (認定地域クラブ活動)
②基本姿勢・ 服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等を含む）の防止	新井 喜代加 教授（松本大学）
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止	
		生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（性暴力等を含む）	
③生徒への指 導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等	大木 雄太 助教授（信州大学）
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導 (適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等)	速水 達也 准教授（信州大学）
		生徒とコミュニケーションを十分に図ったうえでの指導	中島 弘毅 教授（松本大学） 高山 智史 准教授（長野大学）
		女子生徒の健康課題や障がいのある生徒等への配慮	友川 幸 准教授（信州大学） 加藤 綾乃 講師（信州大学）
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導	杉本 穂高 助教授（長野保健医療大学） 吉田 陽平 専任講師（松本大学）
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）	紅木 英信 氏（茅野スポーツリンク＆イハーション合同会社） 吉田 勝光 名誉教授（桐蔭横浜大学）
		事故が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）	杉本 穂高 助教授（長野保健医療大学） 廣野 準一 教授（信州大学）
⑤保護者や学 校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等	県教育委員会保健厚生課 (認定地域クラブ活動) (当該市町村（組合立）教育委員会・中学校) 4
		生徒が在籍する中学校等との連携	

1 目的

本県の部活動の地域展開を推進するに当たり、**運営主体となる市町村やコーディネーターに必要な情報**（国や県、他都道府県の動向）や**地域クラブ活動の運営、指導方法、安全指導、各種研修等に関する有益な情報**を提供するポータルサイトを新たに構築し、市町村、地域クラブ、クラブ指導者の取組を支援する

2 事業概要



3 成果イメージ

- 信州地域クラブ指導者人材バンク並びに信州地域クラブ活動指導者必携デジタルハンドブックと連携
- 本県の部活動地域展開を巡る様々な取組や情報の一元化を図ることで…
 - 生徒、保護者、地域住民を含めた県民の理解・協力が深まる
 - 地域展開に取り組む市町村・地域クラブ運営者・指導者等にとって参考となる情報が得られやすくなる
 - 信州地域クラブ活動センター制度の周知強化により、民間企業等の支援が得やすくなる

部活動地域展開を加速化

1 目的

中山間地における指導者的人材不足や広域連携による交通手段の確保が困難といった課題の解消を図るため、ICTを活用した取組に関する実証を行い、地域の事情に寄らず、全ての子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる事例創出等を行う。

2 事業内容**委託業者と実施自治体主体の公募**

- 近畿日本ツーリストに委託
- 実施自治体と競技種目
 - ・御代田町 バスケットボール
 - ・小布施町 陸上競技
 - ・松本市 ダンス
 - ・長野市 バドミントン
 - ・飯綱町 バドミントン
- 指導者は専門知識を有する者

事業の管理運営体制の構築

- 教育委員会や学校等との協力体制の構築
- 生徒募集と保護者説明会を実施
- 関係者間の情報共有体制を構築
- ICT環境整備を構築
- 出席管理及び連絡体制を構築

実施報告書による成果・課題の検証

- 事業で蓄積された知見を整理し実績報告書を作成
 - ・現地調査
 - ・生徒、保護者、指導者アンケート
 - ・実施自治体ヒアリング
- 有識者による成果と課題の検証

次年度（令和8年度）への拡充

- 対象競技種目・文化分野への拡充
 - ・武道はじめ他競技種目への横展開
 - ・文化芸術系分野の実証
- 委託ではなく運営団体による自走のオンラインクラブ活動の実証
- ・指導者確保とICT環境整備

3 現在の状況

令和7年10月28日小布施町の陸上競技によりスタート

実施自治体	競技種目	講 師	開始日（指導日数）
御代田町	バスケットボール	信州ブレイブウォリアーズ 指導者	11月 6日～（計 6回）
小布施町	陸上競技	東京学芸大学陸上部指導者	10月28日～（計 3回）
松本市	ダンス	MHSヒップホップダンススクール指導者	11月10日～（計 8回）
長野市	バドミントン	（株）アーシャルデザイン指導者	11月 8日～（計10回）
飯綱町	バドミントン	NTT東日本バドミントン部指導者	11月23日～（計12回）

**オンライン部活概要**

指導担当：
MHSヒップホップ・ダンス・スクール

オンラインダンス部

入門～初級レベルのHIPHOPダンス

簡単なステップを習得していくので、初心者でも楽しめます！

講師ご紹介

プロダクションに所属し、雑誌・CM・ドラマに出演・ダンスコンテストにてタイトル獲得／指導者として、2008年～2025年の18年間に渡り、数々のキッズダンスコンテストであるスーパーキッズダンスコンテストを初め、SOU L 8・DOMY BEST・負けへんで・ドラドラ・その他多数のダンスコンテストにて全国大会優勝を初め、多数のタイトル獲得を支援。

中澤小百合先生より：
普段より沢山の子供達へ指導をしておりますがダンス技術の向上だけでなく、自己肯定感、また発する力、何事にも全力で楽しむ楽しさ、そして感謝の気持ち、相手や仲間への思いやり。なども伝え身に着けて欲しい！と愛を持って指導をしております♡

中澤小百合先生



1 目 的

地域展開の考え方やガイドラインの周知、近隣市町村との広域連携の渉外など、市町村において地域クラブ活動への展開が推進されるよう県総括コーディネーターを2名配置して訪問支援や個別支援を行う。

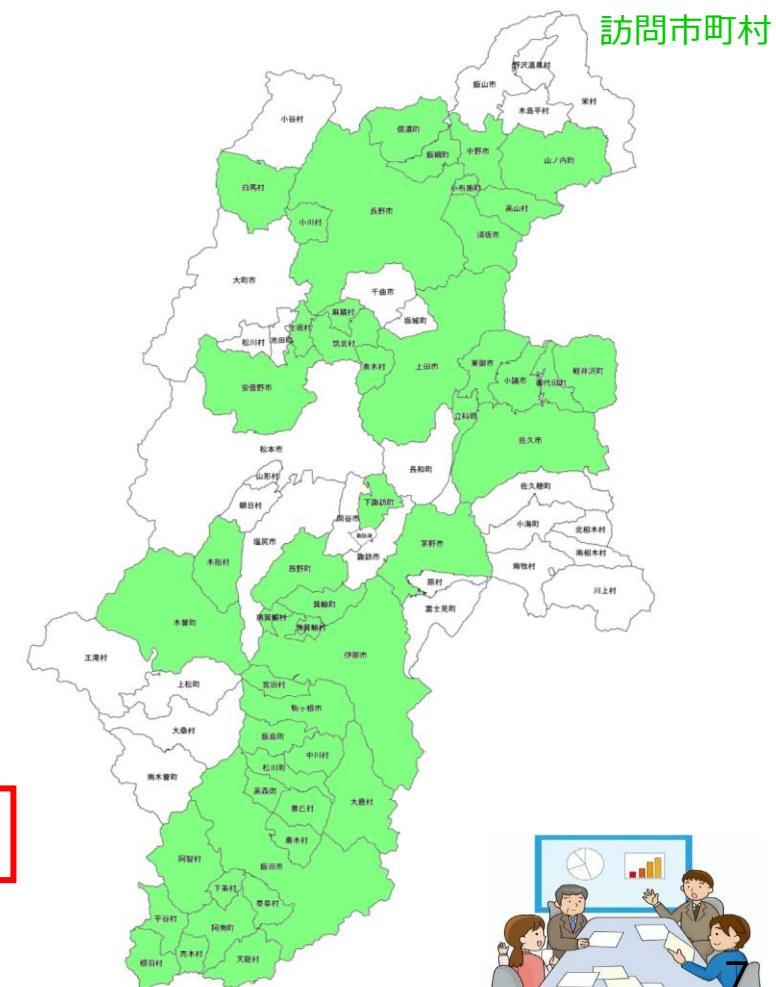
また、行政事務職員を1名配置し、契約手続きや書類作成等の専門的な事務処理を円滑に進めるとともに、実証事業に取り組む市町村の事務担当者への的確なアドバイスや支援を行う。

2 市町村訪問支援・個別支援の実施状況

No.	期日	訪問市町村
①	4月16日（水）	辰野町
②	4月18日（金）	佐久市
③	4月22日（火）	箕輪町
④	4月23日（水）	茅野市
⑤	4月28日（月）	飯綱町
⑥	4月30日（水）	高山村
⑦	5月 2日（金）	筑北村
⑧	5月 8日（木）	生坂村
⑨	5月19日（月）	飯田市
⑩	5月21日（水）	山ノ内町
⑪	5月28日（水）	安曇野市
⑫	5月29日（木）	小諸市
⑬	6月 6日（金）	飯島町・中川村
⑭⑮	6月11日（水）	松川町／大鹿村
⑯⑰	6月12日（木）	宮田村／南箕輪村
⑯⑲	6月17日（火）	平谷村／根羽村
⑳㉑	6月19日（木）	木祖村／高森町・豊丘村
㉒	6月20日（金）	喬木村
㉓	6月23日（月）	中川村
㉔	6月24日（火）	下諏訪町
㉕㉖	6月25日（水）	立科町／東御市
㉗㉘	6月27日（金）	軽井沢町／御代田町

No.	期日	訪問市町村
㉙㉚	7月 9日 (水)	壳木村／天龍村
㉛	7月11日 (金)	長野市
㉜	7月14日 (月)	信濃町
㉝㉞	7月16日 (水)	下條村／泰阜村
㉟	7月17日 (木)	木曾町
㉟	7月22日 (火)	東御市
㉟	7月23日 (水)	中野市
㉟㉞	7月24日 (木)	上田市／青木村
㉟㉞	8月21日 (木)	小川村／白馬村
㉟㉞	9月 2日 (火)	阿智村／阿南町
㉟	9月 5日 (金)	高山村
㉟	9月10日 (水)	伊那市
㉟	9月11日 (木)	駒ヶ根市
㉟㉞	9月16日 (火)	須坂市／小布施町
㉟	9月18日 (木)	麻績村

令和7年9月24日現在
37回、48（のべ51）市町村訪問



市町村との情報交換会等

- 5月22日（木）中信地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 5月27日（火）第1回県・市町村総括コーディネーター会議
- 6月 3日（火）北信地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 6月18日（水）第1回地域展開に関する市町村担当者情報交換会
- 6月23日（月）上伊那地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 6月25日（水）東信地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 7月 2日（水）諏訪地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 7月 3日（木）飯田下伊那地区中学校部活動地域展開情報交換会
- 8月 8日（金）第2回県・市町村総括コーディネーター会議
- 8月20日（水）飯田地区市町村教委と県教委との懇談会
- 8月21日（木）南信地区市町村教委と県教委との懇談会
- 8月28日（木）中信地区市町村教委と県教委との懇談会
- 9月26日（金）南信地区（上伊那）担当者会
- 10月 2日（木）南信地区（諏訪）担当者会
- 10月15日（水）北信地区担当者会
- 10月17日（金）飯田地区担当者会
- 10月23日（木）中信地区担当者会
- 10月24日（金）東信地区担当者会

その他

- 10月18日（土）PTA関東ブロック研究大会 ながの大会1日目
第7分科会「部活動の地域展開」
- 10月30日（木）長野県公立小中学校事務職員研修大会
研修Ⅰ 行政説明「本県の部活動の地域展開」

スポーツ関係団体への情報提供

- 4月21日（月）長野県スポーツ協会加盟団体代表者会議
- 4月24日（木）長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任幹事会
- 5月14日（水）長野県スポーツ少年団委員総会
- 5月23日（金）長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会第1回総会
- 6月 5日（木）長野県スポーツ協会第1回総務専門委員会・第1回理事会
- 7月11日（金）長野市部活動関係者連絡会議
- 7月25日（金）長野県地域スポーツ推進団体連絡協議会
- 8月 7日（木）長野県都市スポーツ（体育）協会連絡会議
- 8月19日（火）信濃教育会と県教育委員会との教育懇談会
- 8月27日（水）長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任幹事会
- 8月27日（水）東信都市スポーツ協会連絡協議会
- 8月29日（金）都市等校長会長会
- 9月 3日（水）長野県スポーツ協会第2回総務専門委員会・第3回理事会

文化芸術関係団体への情報提供

- 8月26日（火）中学校における文化芸術活動の地域展開
に係るオンライン情報交換会



1 目的

地域振興局単位（10圏域）に県教委が行う指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域クラブ活動に研修講師として派遣し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者を育成

① 指導者の質の向上

指導者が適切な指導技術や知識をもつことで、生徒に対して質の高い指導が提供され、スポーツや文化活動の効果が最適化

② 安全管理の徹底

指導者は安全管理の重要性や具体的な方法を学ぶことにより、活動中の事故やケガを防止

③ 一貫した指導方針の共有

地域全体で一貫した指導方針や目標を共有することにより、地域クラブ活動が統一された方向性で進められ、生徒にとって一貫性のある学びの場を提供

④ 指導者のモチベーション向上

指導者同士の交流や情報共有が促進され、指導者のモチベーションが向上し、地域クラブ活動が活性化

⑤ 地域連携の強化

地域のさまざまな主体（学校、地域団体、企業など）の交流・連携により、地域全体での協力体制が強化され、持続可能な地域クラブ活動の実現に寄与

2 指導者養成リーダー派遣実績

No.	期日	派遣先	講師
①	5月19日（月）	千曲坂城クラブ（研修動画作成）	上原 雄次、小林 輝紀
②	5月30日（金）	富士見原クラブ	上原 雄次
③	7月9日（水）	小谷村総合型地域スポーツクラブ指導者	中村 恭之
④	7月23日（水）	小布施町中学生地域クラブ指導者	上原 雄次
⑤	8月8日（金）	上田市立第四中学校文化スポーツ部活動（地域移行）推進委員会	畠山 正幸
⑥	8月25日（月）	飯綱町	秋山 昇
⑦	9月22日（月）	御代田町立御代田中学校	松本 隆
⑧	10月24日（金）	南箕輪村教育委員会	酒井 修一

参加者からの主な御意見・感想

- ・地域クラブの指導者としての心構えについて、指導者にも保護者にも分かりやすく説明いただき、合間にゲーム形式のグループワークもあり、参加者が楽しく飽きずに研修を受けることができていたと思いました。
- ・「出来てること、足りないことなど、色々考えさせられました。」
- ・今後の指導に生かさせていきたい。保護者と指導者が同じ講習を受けられたのはとてもいいことだと思いました。



- ・講師から与えられた課題に対し、受講者によって様々な捉え方があることが分かり、チームビルディングや、選手（子ども）にティーチング・コーチングをする際、指導者間での認識の擦り合わせがいかに重要であるか気付きがあった。
- ・指導者として「学び続ける」ことの大切さをこの講義を通して学ぶことができた。地元にお住いの校長先生でもあり、参加者の9割以上が講師と知り合いで、和気藹々とした良い研修となった。



① 指導者・協力者数と性別

男性	女性	計
324名(75.6%)	105名(24.4%)	429名

② 指導者・協力者数の年代

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
0(0.0%)	52(12.1%)	75(17.5%)	133(31.0%)	85(19.8%)	62(14.5%)	22(5.1%)

③ 指導・協力可能地域【10広域】（複数回答可、延べ回答数740件）

長野	北信	佐久	上小	木曽	松本	大北	諏訪	上伊那	飯伊
122 (16.5%)	98 (13.2%)	69 (9.3%)	80 (10.8%)	24 (3.2%)	113 (15.3%)	37 (5.0%)	74 (10.0%)	78 (10.6%)	45 (6.1%)

④ 指導者・協力者の別

指導者	協力者	指導者又は協力者
207(48.3%)	70(16.3%)	152(35.4%)

⑤ 指導者資格の有無（教員免許や経験ありは除く）

資格あり	資格なし
206(48.0%)	223(52.0%)

⑥ 指導・協力可能な曜日（複数回答可、のべ回答数1,751件）※割合は、指導可能曜日／登録者数

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
208(48.5%)	210(48.9%)	219(51.0%)	210(48.9%)	222(51.7%)	358(83.4%)	324(75.5%)

⑦ 指導・協力できる活動（複数回答可）

スポーツ系	
1 野球(硬式・軟式)	49
2 バレーボール	43
3 サッカー(フットサル含む)	36
4 ソフトテニス	34
5 陸上競技(短距離、中長距離、投擲)	32
6 バスケットボール	31
7 卓球	14
8 ヨガ・ストレッチ・ピラティス等	13
9 柔道	12
10 バドミントン	10
11 剣道	10
12 ラグビー	6
13 硬式テニス	6
14 ソフトボール	6
15 合気道	5
16 水泳	5
17 自転車競技(MTB、トラック、ロード、シンクロクロス等)	4
18 登山・スポーツクライミング	4
19 スキー	4
20 フィジカルトレーニング全般	4
21 弓道	4
22 ドッヂボール	2
23 空手	2
24 器械体操	2
25 ハンドボール	2
26 中国武術(少林寺拳法、八極拳)	2
27 セーリング	2
28 ボクシング、ボクササイズフィットネスボクシング	2
29 ボッチャ	2
30 モルック	2
31 アーチェリー	2
32 運動遊び	2
33 ビーチバレーボール	1
34 ウエイトリフティング	1
35 スポーツチャンバラ	1
36 スピードスケート	1
37 アメリカンフットボール	1
38 カヤック	1
39 ゴルフ	1
40 スノーボード	1
41 テコンドー	1
42 パルクール	1
43 スカイルトレイル	1
43種目のべ365人の指導者、協力者	

1 吹奏楽・マーチング	41
2 合唱	17
3 美術(油彩、イラスト、鑑賞、アートセラピー等)	11
4 書道・ペン字	9
5 茶道	7
6 プログラミング、パソコン、電子関連技術、等	7
7 英語・英会話	6
8 ダンス	5
9 軽音楽・ドラム・パークッション	4
10 民謡・琴・津軽三味線	4
11 ウクレレ・フラダンス	4
12 写真	4
13 演劇	4
14 家庭科・洋裁・ソーイング	3
15 将棋・囲碁	3
16 科学実験	3
17 朗読・読み聞かせ	2
18 和裁・着付け	2
19 技術	1
20 放送(アナウンス、朗読)	1
21 弁論・討論	1
22 感情教育・自己肯定感・讃め言葉	1
23 カラーコーディネート	1
24 クラシックバレ	1
25 中国語	1
26 国際交流・異文化交流	1
27 弦楽器アンサンブル	1
28 ハーモニカ	1
29 環境問題	1
30 太鼓	1
31 グラフィックデザイナー	1
31分野のべ149人の指導者、協力者	

中学校部活動になかった多様なスポーツ・文化芸術活動の体験機会の可能性を視野に！



1 目的

競技の特性に応じた専門的な知識や技術指導を地域指導者が学び、安全で効果的な地域クラブ活動につなげる



2 現 状

- 各市町村の運営団体が主体となって、県教委事業の「指導者養成リーダー出前講座事業」を活用する等、地域クラブ活動指導者全体の研修会を実施する機会は増加している。
- 競技種目別の専門的な研修会を実施する団体等ではなく、県競技団体に所属する一部の地域クラブ指導者が自主的に競技別専門的研修を受講している。

3 取組の概要

競技特有の専門的な知識・技術指導の習得を目的に、県教育委員会では令和7年度9月より、AC長野パルセイロの協力を得て、サッカー指導者研修会を定期的に実施



今後、他競技に横展開



しあわせ 信州

一人ひとりの学びたいを叶える

長野県(教育委員会) プレスリリース 令和7年(2025年)9月22日

地域クラブ活動のサッカー指導者を対象に 実技指導研修会を9月27日(土)に開催します

部活動の地域展開が進む中、子どもたちが安心してスポーツに取り組める環境整備の一環として、地域クラブ活動指導者の指導力の向上を目的に、県教育委員会、長野市サッカー協会及びAC長野パルセイロが連携し、実技指導研修会を開催します。

※本事業は令和7年度スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁）を活用して実施します。

1 日時及び会場

- 令和7年9月27日(土) 18時00分～20時00分(受付17時45分～)
- 長野市立北部中学校体育館



2 主催・協力

- 主 催 長野県教育委員会
- 協 力 長野市サッカー協会、(一社)AC長野パルセイロ

3 テーマと内容

- テ マ 「基礎技術」
- 内 容 ・AC長野パルセイロ指導者による実技指導
・参加指導者同士によるディスカッション(交流・意見交換)

4 対 象

- 地域クラブ活動も含めたサッカー指導者
(JFAの種別・カテゴリー不問／4種から参加可能)

5 持ち物・服装

- 体育館シューズ、飲み物、運動ができる服装(参加者も実技に取り組みます)

6 申込方法

- 右記のURLよりお申し込みください。<https://forms.gle/Jtdbz3YyfmkCw3VL8>

※定員25名。施設の都合上、参加人数に限りがございます。予めご了承ください

1 テーマ：「未来へつなぐ！地域と創る新しいスポーツ・文化芸術活動のカタチ」**2 募集の趣旨**

中学校の部活動が、持続可能で生徒の多様なニーズに応じた活動となるよう、地域と学校が連携して創る地域クラブ活動の理念と、未来への希望を象徴し、生徒、保護者をはじめとした関係者への理解促進や地域社会への普及啓発を目的としてポスターとシンボルマークの図案を募集する。

3 応募資格：県内在住、在学、在勤者**4 募集内容・作品規格****令和8年度県ガイドライン改訂（予定）の周知啓発活動の一環として****（1）ポスター**

- ① 募集内容：地域展開の意義や以下のイメージを表現したポスター
- 生徒にとってのメリット（多様な活動の選択肢、専門的な指導など）
 - 地域社会との連携（地域住民との交流、学校と地域の連携など）
 - 新たな地域クラブ活動のイメージ（学校単位を超えた活動など）

② 作品規格

- サイズ：縦A3サイズ（縦使い）
- 画材・技法（手描き、デジタルいずれも可）
 - ・手描き：水彩、油彩、色鉛筆、マーカーなど自由
 - ・デジタル：PCソフト、タブレット等（A3で印刷可能な解像度）
- 表現：キャッチコピー、イラスト、写真、デザイン等、自由な発想で表現

（2）シンボルマーク（ロゴマーク）

- ① 募集内容：地域展開のキーワード「連携」「多様性」「地域」「学校」「持続可能」などを視覚的に表現し、以下のイメージを感じさせるデザイン

- 地域と学校が手を取り合う姿
- スポーツや文化芸術活動の楽しさ
- 生徒の成長と活発な活動

② 作品規格

- サイズ：A4サイズ（縦横自由）
- 画材・技法：原則としてデジタル、PCソフト、タブレット等（A4で印刷可能な解像度）
- 表現・デザイン
 - ・カラーを基本に、拡大・縮小やモノクロでの使用にも適した汎用性の高いデザイン
 - ・シンボルマークとロゴマーク（文字）の組合せを基本とする。
 - ・シンボルマーク単体での使用も想定。

**5 応募方法**

- 応募用紙と作品の電子データ（PDF、JPEG、PNG形式を推奨）を下記メールアドレス宛に送信してください。（郵送等での応募を希望される場合は、別途ご相談ください。）
- 応募点数は、1人（1グループ）につき3点まで応募可能。（応募用紙は1作品に1枚）
- 応募者自身が制作した未発表のオリジナル作品に限ります。
- 応募期間 令和7年11月●日（●）～令和8年1月30日（金）必着

6 選考・発表

- 選考方法：長野県教育委員会において厳正な審査を行います。
- 各賞：最優秀賞（採用作品）（1点）：賞状、副賞（賞金￥10,000） 優秀賞（数点）：賞状、記念品（信州地域クラブ活動応援センター小旗）
- 発表：令和8年3月10日（火）長野県教育委員会定例会の後、県HPにて発表するとともに、入賞者に直接通知します。

7 著作権・使用権

著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、二次利用権、使用権など、一切の権利は主催者に無償で帰属します。採用作品は、使用目的に応じてデザインへの修正・改変を行う場合があります。応募作品は、返却いたしません。

8 応募用紙：長野県教育委員会ホームページよりダウンロードしてください。 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/chiikiikou.html>

開催概要

- 趣旨：部活動改革を円滑に進めるため、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業、大学などの幅広い関係者が集うフォーラムを開催し、改革の理念や進め方、取組事例等の共有を図るとともに、地方公共団体と民間企業、大学等とのマッチングの機会を設ける。
- 主催：スポーツ庁、地域スポーツクラブ活動体制整備事業運営事務局
- 日程：令和7年8月25日、26日
- 会場：ベルサール新宿南口（東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11）
- 対象：首長、教育長、部活動の地域クラブ活動への移行（部活動の地域展開）を担当する行政職員、総括コーディネーター、地域クラブ活動の運営団体職員等
- 2日間の来場人数：573人

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム



パネルディスカッション登壇者（左から、友添秀則氏、益子直美氏、原晋氏、小路明善氏、室伏広治長官、栗山英樹氏、代田昭久氏）

1日目

基調講演

「子供たちのための部活動改革～産官学の連携を通じて～」をテーマに、地域クラブ活動において創出する「新たな価値」について共有するとともに、企業や大学など、幅広い関係者が連携して、部活動改革を進めていく必要があることを伝えました。



マッチングフェア

地域クラブ活動の運営をサポートするサービス・ソリューションの提供や、地域クラブ活動において企業・大学等の人才が活躍できる仕組みづくり等を行っている民間企業、大学等がブースを出展し、地方自治体担当者とのマッチングイベントを実施しました。



2日目

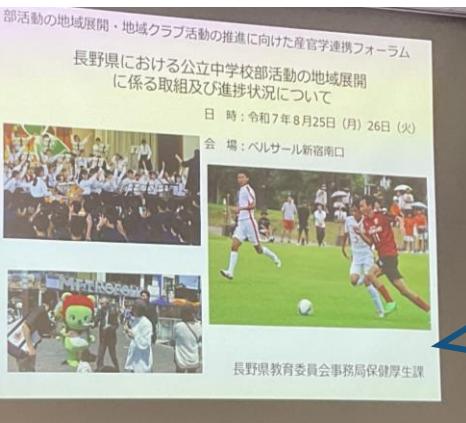
パネルディスカッション

スポーツ界、行政、大学等の各分野の有識者が登壇し、「地域クラブ活動が自指すべき姿」や「地域全体で連携して行う部活動改革」について、それぞれの立場から意見が交わされました。



取組事例発表／ワークショップ

スポーツ庁の施策説明や、地方自治体の取組事例発表（富山県、福岡県、岐阜県）を実施。また、ワークショップでは、人口規模が近い自治体でグループ分けを行い、地域クラブ活動の担い手の確保・育成等といったテーマについて、課題の共有・解決策の検討を行いました。



18

スポーツ庁からマッチングフェアに依頼されブースを出展した自治体は本県と富山県でした。ブースには本県とその市町村の取組状況について情報提供と求める自治体が溢れんばかりの大盛況となりました。

マッチングフェアにブースを出展した自治体や企業・団体等は、プレゼン発表の機会がありました。本県は、令和8年度末を目指す休日の部活動の地域への完全展開を目指した施策のロードマップを示すとともに、「信州地域クラブ活動応援センター認証制度」の創設と（株）アルペン様の御支援を中心に発表しました。プレゼン後は、全国の自治体が本県ブースに殺到し、企業連携についての質問が相次ぎました。以降、（株）アルペン様が他の都道府県に横展開されています。

1 経緯

- 昨年度、「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録サイトの開設に向けて検討を重ねている際、**暴力団や性犯罪歴のある人物等の不適格な者が、指導者・協力者として登録する可能性を危惧する声**があった。
- 暴力団への対応について、県警組織犯罪対策課からは、**氏名、生年月日、住所等の情報から暴力団員か否かの照合可能**という返事をいただいた。
- 全国の地方自治体の一部が、既に部活動の地域展開に伴う人材バンクを設立していたことから、県警は警察庁に他県の状況も含め、その対応について問い合わせたところ、**暴力団を排除するスキームをもった人材バンクは皆無であり、長野県で実践事例を示してほしい**との依頼があった。
- 本年度、信州地域クラブ活動指導者リストの管理運営業務の外部委託に当たり、**暴力団排除をより強固にするため、現要綱を見直し新たに標記要綱を制定**する。

【参考】全国と本県における暴力団勢力図（「暴力団の現状と対策（令和7年度版）」長野県警察本部組織犯罪対策課より）

全国勢力						県内勢力					
【R6.12.31現在】						【R6.12.31現在】					
団体名称	構成員	準構成員等	合計	構成率	団体名称	組織数	構成員	準構成員等	合計	構成率	
六代目山口組	3,300	3,600	6,900	36.7%	六代目山口組	16	100	160	260	83.0%	
神戸山口組	120	200	320	1.7%	神戸山口組	0	0	10	10	2.5%	
絆会	60	80	140	0.7%	絆会	1	5	10	10	3.5%	
住吉会	2,100	1,100	3,200	17.0%	住吉会	1	5	0	5	0.3%	
稻川会	1,600	1,100	2,800	14.9%	稻川会	2	10	10	20	6.6%	
全暴力団	9,900	8,900	18,800		全暴力団	24	120	190	320		

注) 数値は概数のため、各項目の和は必ずしも一致しない。

○ 全国の特徴: 六代目山口組、神戸山口組、絆会、住吉会及び稻川会の総数に占める割合は約7割で、寡占状態が継続している。

○ 県内の特徴: 六代目山口組の占有率が8割を超えており、



日本版DBSについて

- 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）に基づき、**子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を公的機関が確認する制度「日本版DBS」**は、性犯罪歴のある人物が教育現場などで子どもと接する機会を持つことを防ぐ目的で、**2026年度中の施行が予定**。
- 学校設置者（公立・私立学校）や国の認定を受けた民間教育保育等事業者（学習塾、スポーツクラブなど）の事業者が、こども家庭庁を通じて雇用する者の性犯罪歴を確認する仕組みであり、**地域クラブ活動については、指導者・協力者を雇用する市町村を含む運営団体や「認定地域クラブ活動」を含めた各種実施主体が対象となることが想定される**。

新「信州地域クラブ活動指導者人材バンク」要綱（案）

※現行の「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」に下線事項を追加・修正

（目的）

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域連携や地域展開の推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を市町村・市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「信州地域クラブ活動指導者バンク」（以下「指導者バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、指導者リストに登録した者を「指導者・協力者」という。

（登録の要件）

第3条 指導者・協力者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導・協力等が可能な者で、次の各号全ての条件を満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導・協力等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条※1及び学校教育法第9条※2の欠格条項に該当しないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（運用の方法）

第4条（運用の方法）

1～8 略

9 長野県教育委員会は、指導者・協力者として不適格と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者・協力者の登録を取り消すことができる。

第5条（研修）、第6条（事故）→（略）

（登録に関する調査等）

第7条 長野県教育委員会は、第3条の（4）の規定に該当する事由の有無について、長野県警察に調査するものとする。

2 教育長は、この要綱の規程に基づく事務に関し、関係市町村その他関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

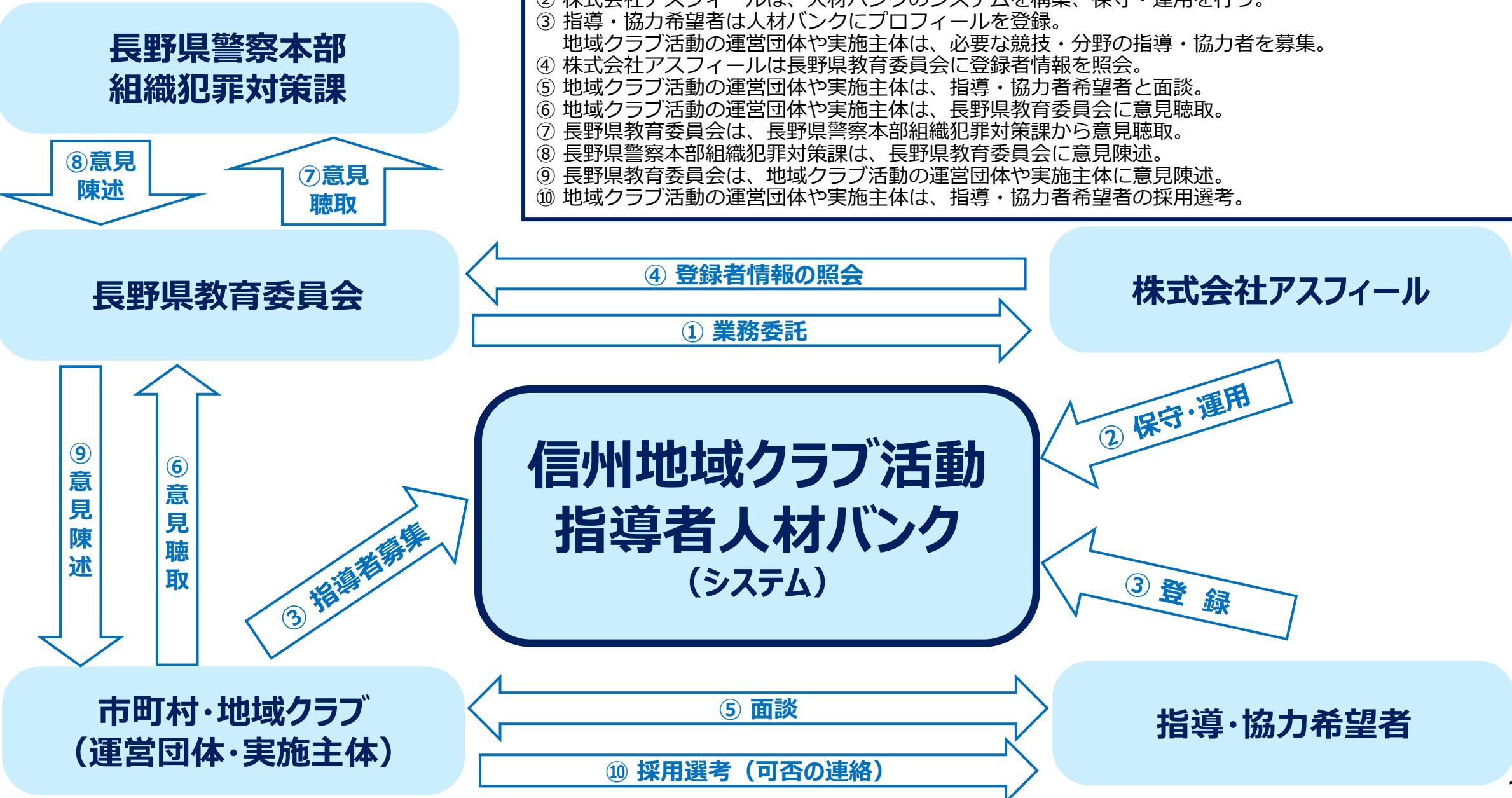
第7条（個人情報の保護）→第8条

第8条（その他）→第9条

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）12月●●日から施行する。

3 運用スキーム



信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱に係る運用協定書（案）

長野県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と長野県警察本部刑事部長（以下「乙」という。）は、信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱（以下「要綱」という。）第7条の規程（登録に関する調査等）の運用に関して、暴力団排除を実現するため、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、要綱の暴力団排除に係る規定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見聴取及び意見陳述の要領）

第2条 要綱第7条第1項に基づく甲による乙に対する意見聴取は、信州地域クラブ活動指導者人材バンクに係る業務を主管する課の長（以下「業務主管課長」という。）から暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対して、様式第1号により行うものとする。なお、意見聴取を行う場合は、意見聴取の対象に関する情報を電子データで記録した電磁的記録媒体を添付して行うことができる。

2 前項の規定による意見聴取に対する意見陳述は、暴力団対策主管課長から業務主管課長へ様式第2号により速やかに行うものとする。

なお、排除対象者該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合、暴力団対策主管課長は業務主管課長に対し、更なる資料等の提出を求めることがあるものとする。

（自主的意見通知）

第3条 暴力団対策主管課長は、許可対象者が要綱第3条の4項に該当する事由があると認める事実を確認したときは、業務主管課長に対し、様式第2号により通知することができるものとする。

（情報管理の徹底）

第4条 業務主管課長と暴力団対策主管課長は、意見聴取等で用いる書面や電磁的記録媒体の紛失等による情報漏洩を防止するため、情報の管理に万全を期すこととする。

2 業務主管課長及び暴力団対策主管課長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

（相互の連携）

第5条 業務主管課長と暴力団対策主管課長は、信州地域クラブ活動指導者人材バンクからの暴力団排除を徹底するため、相互に緊密な連携を図ることとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

付 則

この協定は、令和7年12月●日から施行する。

以上のとおり、協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者が各1通を保有する。

令和7年12月●日

甲 長野県教育委員会教育長 武田 育夫
乙 長野県警察本部刑事部長 上條 豊

様式第1号(第2条第1項関係)

(文書番号)
令和 年 月 日

暴力団対策主管課長様

業務主管課長
(公印省略)

信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱による意見聴取について(依頼)

信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定により、別紙一覧表に記載の意見聴取対象者が、要綱第3条第1項第4号に該当する事由の有無について、意見聴取します。

(別紙1)

(文書番号)

番号	氏名(全角)	シメイ(半角カタカナ)	生年月日			性別	住所
			元号	年	月		
例	長野 太郎	ナガノ タロウ	S	43	6	M	長野市
1							
2							
3							
4							

様式第2号(第2条2項関係)

(文書番号)
令和 年 月 日

業務主管課長様

暴力団対策主管課長
(公印省略)

信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱の規程に基づく意見について(回答)

信州地域クラブ活動指導者人材バンク要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日付け保厚第●●号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

(該当する事由がある場合)

1 下記の意見聴取対象者は、要綱第3条第1項第4号のいずれかに該当する事由があると認められる。

- (1) 対象者氏名
- (2) 対象者氏名

(該当する事由がない場合)

1 いずれの意見聴取対象者も要綱第3条第1項第4号のいずれかに該当する事由があるとは認められない。

1. 中学校における文化芸術活動の地域展開の現状に係るアンケートの実施

目的：中学校文化芸術活動の地域展開を一層推進するため、市町村教育委員会、中学校及び義務教育学校における現状や取組状況、課題等を把握し、今後の施策に反映していく。

対象：市町村担当課・本県中学校及び義務教育学校

期間：令和7年7月25日～8月8日

回答数：67市町村※中学校がない4町村は除く 172中学校及び義務教育学校

アンケートから明確になった課題

- 「活動場所の確保」「楽器等の管理と修繕費の負担」「指導者の確保」「受け皿団体の体制整備不足」等、共通する課題があり、自治体が今後の方針を検討・策定する上で参考となる情報の提供が求められている。
- 特に吹奏楽部の地域展開に関して、「市内に複数のブロックを設ける」「自治体同士で連携する」等、大規模・中規模・小規模といった自治体の規模によって、地域展開の方策も異なってくることが示唆された。

2. 中学校における文化芸術活動の地域展開に係るオンライン情報交換会の開催

目的：地域展開に係る調査結果や先行事例の共有、関係諸団体による情報提供を通して、参加者が今後の方針や具体的な取組の可能性を見いだす機会とする。

日程：令和7年8月26日（火）

内容：中学校における文化芸術活動の地域展開のあり方に関する情報交換

（1）文化芸術活動の現状調査結果の報告（学びの改革支援課）

（2）先行事例の紹介 ①長野市教育委員会・柳町中学校
②千曲・坂城クラブ

③富士見町教育委員会・原村教育委員会

（3）関係諸団体による情報提供及び情報交換

長野県音楽教育学会（長野県音楽教育学会会長 齊藤 忠彦 氏）
中学生吹奏楽連盟（中学生吹奏楽連盟理事長 矢野口 忍 氏）
(中学生吹奏楽連盟事務局長 柳澤 大希 氏)

参加者：81名（市町村担当者及びコーディネーター44名、教諭22名、管理職15名）

参加者の声

- ・各地区の実施状況や関係諸団体の情報が参考になった。
- ・楽器の扱いや活動費、会費、施設管理などの実情が把握できた。
- ・自分たちの地区においても、教委・担当課・顧問など関係者による文化部活動についての協議の場の設定がさらに必要。
- ・先行事例のように、総合文化部の考え方や、受け皿組織の統一による活動メニュー化、活動機会の創出などの取組が参考になると感じた。
- ・美術部・演劇部などの地域展開に関する情報についても共有したい。

情報交換会の成果と課題

○94%の参加者が「参考になった」と回答した。先行事例の紹介や既存課題の整理が各市町村の今後の対応検討に資する契機となった。

○施設や楽器等の管理、指導者の確保等、引き続き解決していくべき課題について、県として更なる支援を講じていくことが求められている。

○吹奏楽部以外の文化芸術部活動についても、自治体からは情報の共有が求められている。

3. 今後の方針

（1）情報の共有及び提供

- ・国の補助制度に対する説明会をオンラインで開催し、施設の管理や楽器の修繕費等、困り感に応じた支援を行う
- ・知事部局と連携し、受け皿団体の掘り起こしや指導者とのマッチングを推進
- ・吹奏楽以外の文化部活動の地域展開についても、先行事例の紹介や関係団体及び有識者からの情報提供等を行う情報交換会を設定する
→演劇や伝統芸能等、文化芸術団体にも参加いただき、第2回オンライン情報交換会を開催予定（R8.1月）

（2）教育事務所指導主事及び総括コーディネーターによる伴走支援

- ・担当地域をまわってヒアリングを行い、その結果を総括コーディネーターと共有し、各市町村に必要な伴走支援をしていく

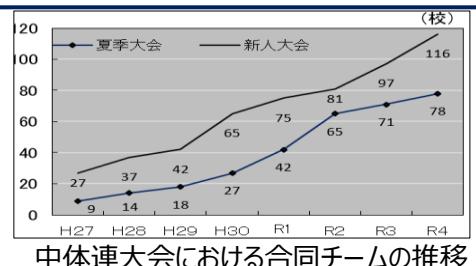
（3）オンラインによる文化部活動の研究

- ・文化芸術系の専門学校、ものづくりに関わる企業や法人との連携



1 部活動地域展開の背景

- 少子化により学校単位での部活動の維持が困難。
 - ・特に中山間地においては、子どもたちのニーズに応じた活動が圧倒的に枯渇
- 中学校教員の部活動指導による長時間労働が課題
 - ・顧問の6割は専門外の競技種目を担当（教員の心理的負担、生徒の不満感）



吹奏楽部は大編成の団体数が減少し、全国大会出場の可能性のある団体が減少

2 本県における部活動地域展開の目的

子どもたちのニーズに応じた多様な活動の選択肢が増えるとともに、地域において持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備が図られ、地域の活性化につながる。

①持続可能性の確保

学校・教員に依存しない、学校を含めた地域を主体としたスポーツ・文化芸術活動の構築

②多様な機会の提供

地域資源をフル活用した、子どもたちの多様なニーズに応じた活動の選択肢の拡大

③指導の質の向上

専門性を有した地域指導者による質の高いスポーツ・文化芸術活動の教育機会の提供

④学校教育の質の向上

教員の負担を軽減し、教科教育の充実をはじめとした学校教育の質の向上

⑤地域社会の絆の向上

“地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる”の理念のもと地域特有の文化の再構築

3 本県における部活動地域展開の方針

- 原則として、休日・平日ともに、公立中学校の部活動を地域展開する。
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目指して休日の中学校部活動の地域展開の完了を目指す。
- 平日はできるところから地域展開を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。

4 地域展開の諸課題とその対応

（1）指導人材の確保と育成

課題の具体



① 指導者の量が不足

- ・小規模町村や中山間地においては、特に大きな課題

現在の対応と状況等



- 信州地域クラブ活動指導者リスト登録サイトを開設（R6.11）
 - ・競技団体や経済四団体他に協力依頼
 - ・指導希望者と市町村等が直接マッチング可能なバンクシステムに更新（R7.12）
- 大学連携「地域クラブ活動ゼミナール」開講（R6.4）
 - ・大学生を地域クラブ指導者に養成
- 信州地域クラブ活動応援サポーター制度を創設（R7.6）
 - ・企業・団体等に指導者協力依頼
- ICTを活用したオンラインクラブ活動事業の実証開始（R7.11）
- 教員の兼職兼業制度活用周知

今後の取組



- 小学校専科教員の指導者活用を研究
- 信州地域クラブ活動指導者バンクの充実
- 信州地域クラブ活動応援サポーター制度の強化
- ICTを活用したオンラインクラブ活動事業の拡大
- 国スポによるスポーツ専門員の活用の研究

② 指導者の質の未確立

- ・地域指導者のスキルや、生徒指導の知識・安全管理能力にバラつき

- 指導者養成リーダー出前講座を実施
 - ・10地域振興局に養成リーダーを配置
- アスレチックトレーナーによるスポーツ傷害予防やトップアスリートによる実技指導
- 競技別実技専門指導研修会を実施
 - ・県内プロスポーツチームの活用
- 指導者研修コンテンツを作成
 - ・長野大学教授等の知見をコンテンツ化

- 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を創設
 - ・市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者が指導
 - ・市町村が実施するには困難な研修内容を市町村に代って県が研修支援
- 各種研修事業の充実

③ 指導者謝金の財源が未定

- ・低廉な謝金のため指導者のモチベーション維持が困難

- 国の実証事業を活用し、指導者の謝金（10/10）の財源確保
 - ・指導者謝金は500円～1,600円とバラつきがあり、無償の指導者もいる
 - ・平日の地域展開を志向する地域では、参加者負担の増額を検討

- R8国補新規事業「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業」を活用
 - ・詳細な補助対象経費は不明
 - ・補助割合は国・県・市町村各1/3を想定
 - ・受益者負担の目安が示される
- ガバメントクラウドファンディング®の活用を検討
- 信州地域クラブ活動応援サポーター制度の強化

4 地域展開の諸課題とその対応

（2） 安全性とガバナンスの確保

課題の具体



① 活動の安全性の確保

- ・事故発生時の責任体制や保険加入の整備が不十分

現在の対応と状況等



- 長野県地域クラブ活動推進ガイドライン
 - ・事故・トラブル発生時の対応を記載
 - ・保険への加入を推奨
- 総括コーディネーター市町村訪問支援
 - ・事故等の対応、保険についてのアドバイス
- 指導者養成リーダー出前講座を実施
 - ・リスクマネジメントの講義

今後の取組



- 地域クラブ活動の法人化に向けた支援研究
 - ・N P O 法人、一般社団法人
 - ・法的責任（損害賠償）に備えた「スポーツ・文化法人責任保険」の加入推奨

② ガバナンスの未確立

- ・事故等未然防止の仕組みや体制づくりが不十分

- 長野県地域クラブ活動推進ガイドライン
 - ・スポーツ団体ガバナンスコードを推奨
- 各市町村運営協議会
 - ・運営体制とともにガバナンスコードを検討
 - ・必要に応じて県教委が助言
- 県・市町村コーディネーター会議
 - ・体制づくりの情報共有
- 指導者養成リーダー出前講座を実施
 - ・暴力・暴言・セクハラ等の禁止の講義

③ 学校等との連携不足

- ・指導内容や生徒の状況等に関する情報共有が不十分

- 各市町村運営協議会
 - ・校長や教職員が参画し情報共有
 - ・指導内容や生徒個々の情報共有体制については十分に検討されていない
 - ・学校生活と地域クラブ活動のバランス（両立）をチェックする仕組みが不十分
- 兼職兼業による教員の地域クラブ活動関与
 - ・学校生活と連動した生徒指導や施設管理

地域クラブ活動に関する認定制度（案）【令和7年10月 スポーツ庁・文化庁】

- ② ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日の設定
- ④ 適切な指導の実施体制の確保
- ⑤ 適切な安全確保の体制の確保
- ⑥ 適切な運営体制の確保
- ⑦ 学校等との適切な連携

- 事故対応フローチャート
 - ・作成例を提示
- 指導者養成リーダー出前講座事業
 - ・コンプライアンス研修の強化

- 信州地域クラブ活動ポータルサイトの活用
 - ・市町村地域クラブのリンクから情報公開
- スポーツ文化活動バイキング体験会の充実
 - ・小学校高学年体験会、中学生リエンテーション
- 調査書に地域クラブ活動状況の記載

4 地域展開の諸課題とその対応

(3) その他の諸課題

課題の具体



① 運営団体と実施主体の不足

- ・地域クラブ活動を統括・マネジメントする運営団体が不足
- ・多様なニーズに応じた地域クラブ活動が不足

現在の対応と状況等



- 民間企業業務委託する市町村は複数あり
 - ・マンパワー不足の解消
- 総括コーディネーター市町村訪問支援
 - ・広域連携の取組支援
- （公財）県スポーツ協会における支援
 - ・県競技団体諸会議における情報提供
 - ・県総合型地域SC諸会議における情報提供
 - ・県スポーツ少年団諸会議における情報提供
- ICT活用オンラインクラブ活動事業
 - ・多様なニーズに応じた活動機会の確保

今後の取組



- 事務局経費は、R8国補事業「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業」を活用
- 地域クラブ運営アプリの活用
 - ・事例等を紹介し、事務局負担の軽減
- 総括コーディネーター市町村訪問支援強化
 - ・広域連携をさらに支援

② 移動手段の確保と保護者負担

- ・広域連携による取組に係る移動手段の確保が困難
- ・保護者による送迎や交通経費の負担増大が危惧

- 国の実証事業を活用し、移動経費（10/10）の財源確保
 - ・タクシー利用（千曲坂城クラブや塩尻市）や福祉事業所バスの活用（長野市）
- 自治体によっては一財で交通経費を補助
 - ・南佐久6町村のJR小海線の利用
- ICT活用オンラインクラブ活動事業
 - ・遠隔指導で移動負担を軽減

③ 経済的困窮世帯への支援

- ・受益者負担の増大による参加機会の格差が危惧
- ・財源確保と公平性の課題、利用申請と支援事務作業の煩雑化の課題

- 国の実証事業を活用することで、受益者負担の低廉化が図られている
 - ・参加費0円～2,000円程度のクラブ多数
- 現行の就学援助制度（要保護）の見直し（県1/2・国1/2）
 - ・地域クラブ活動費は支援内容にない
 - ・準要保護の支援は市町村の判断
- 実証事業の支援メニューだが実践例乏しい
 - ・申請手続きから給付事務のスキームが未到達
 - ・個人情報の守秘義務に係るハードル

- R8国補事業「部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業」を活用
 - ・参加費と保険料が対象経費（補助割合は不明）
 - ・申請手続きと給付事務のスキーム研究

第8回部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議における「地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）」（令和7年10月27日スポーツ庁・文化庁）

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中等部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体※1）となり、スポーツ庁・文化庁が示した認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1）各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

- 中学校を設置する市町村が認定する場合、平谷村等は中学校がなく、（平谷村の中学生は阿智中に通う。）平谷村の地域クラブ活動はどこに申請し、認定してもらえばよいのか？
- 広域連携で取り組む南佐久6町村にある地域クラブ活動は、運営団体と事務局を併任する「南佐久郡中学校部活動運営委員会」に一括して認定申請をした方が効率的である。
- 県内の多くの特別支援学校や諏訪清陵附属中と屋代附属中の設置者は長野県だが、例えば、屋代附属中の生徒が所属する千曲坂城クラブの地域クラブ活動は、長野県教育委員会に申請することになるのか？

設置者ではなく、地域クラブ活動の活動拠点となっている市町村（又は広域連携となっている場合は、運営団体を設置している市町村）が認定

国への打診が必要

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

別紙 <確認事項>

- 生徒※1) の自主的・主体的な参加による活動※2) であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※ 1) 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※ 2) 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※ 3) 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

- 本県は、生徒のニーズに応じた多様な活動（豊かで幅広い活動機会）を保障するため広域連携で取り組む市町村が多いが、決して「身近な地域」とは言い難い例もある。
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を対象とした活動を全て認めつつ、競技力の強化を目的とした広域連携や、選抜による生徒を募集するクラブは認定しない。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

別紙 <確認事項>

- 生徒※1) の自主的・主体的な参加による活動※2) であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること
- ※ 1) 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。
- ※ 2) 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。
- ※ 3) 部活動の地域展開は、障がいのある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

② ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

別紙 <確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上の休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1)
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1）例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動日が11時間程度の範囲内に收まり、かつ、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン並びに「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

別紙 <確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上の休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1)
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1）例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動日が11時間程度の範囲内に收まり、かつ、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。ただし、その場合においても、**生徒の負担を鑑み、1ヶ月の内に最低2日間は土日の休養日を設けること。**

「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（R6.3策定）」においては、活動時間や休養日の設定について以下のように定めている。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。**週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。**
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、**大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。**

土日の2日連続の活動を認めつつ、生徒の負担を鑑み、1ヶ月の期間内に最低2日間は休養日を設ける

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

別紙 <確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために、必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等設定されていること

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

別紙 <確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安〇,〇〇〇円～〇,〇〇〇円を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために、必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等設定されていること
- 国が示す参加費等の金額の目安を超える地域クラブ活動については、その根拠を示すとともに、営利を主たる目的とせずに運営していることを証明すること

- やむを得ず、国が示す参加費等の金額の目安の上限を超える地域クラブ活動が出てくる可能性がある。
- 本県においては、特に、冬季競技（スキー、スケート、アイスホッケー）における参加費等が高額になることが予想される。
- 「可能な限り」の文脈から、競技種目の特性に応じて、目安の金額の上限を超えても許容される？
- 参加費の内訳が不明瞭（指導者謝金、事務局人件費はR 8概算要求に示されている）。➡ 交通費は含まれるのか？ ※ 保険料や用具代は含まれない見込み？

国が示す参加費等の金額の目安（幅をもって）とその内訳について注視する必要がある

- 参加費等の金額の目安を超える地域クラブ活動の中にも、国や県のガイドラインの趣旨に沿ったクラブは認定し、受益者負担の軽減に資する必要がある。
- 参加費の中に交通費を入れるか否かで金額は大きく変わる。
※ 市町村の所有するバスを交通手段にし、その燃料費やドライバーの人件費を参加費の中に組み込むことも考えられる。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や補助指導、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※ 1）
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※ 2）
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※ 3）

※ 1） D B S の活用についても検討。

※ 2） 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙 2 – 1 を参照。

※ 3） 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故等や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

加除修正なし

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や補助指導、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※ 1）
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※ 2）
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※ 3）

※ 1） D B S の活用についても検討。

※ 2） 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙 2 – 1 を参照。

※ 3） 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故等や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

スポーツ庁・文化庁が定める「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に基づき、本県では県が主体となって指導者研修を実施し、市町村を支援

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

別紙 <確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する個人賠償責任保険に加入していること

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

加除修正なし

別紙 <確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する個人賠償責任保険に加入していること

- 「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」（令和6年3月策定）においては、「適切な安全確保の体制確保について下記のとおり提言している。
 - ・ 運営団体・実施主体は、観察やコミュニケーション等により参加者の体調を把握し、生徒の体調に配慮した活動を心掛けます。また、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値とともに、生徒の体調管理を最優先した活動に努めます（※施設・設備・用具の点検は指導者に求められる資質の欄で記載）。
 - ・ 運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等が安心して地域クラブ活動に参加・指導できるよう、自身のケガ等や参加者にケガを負わせた場合に備え、スポーツ安全保険などへの加入を義務付けます（保険の適用範囲については、活動場所への移動中や保護者による送迎中の事故等にも適用されるものが望ましい）。また、運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します（運営団体がスポーツ安全協会等のスポーツ・文化法人責任保険（法人の賠償責任保険）に加入する場合、法人であることが加入条件になります。また、団体への社会的信用を得るために法人格を取得することが望ましい。）。
- ・ 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動において事故が発生した場合、救急要請や保護者への連絡などを行い、適切かつ速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。
- また、生徒間でトラブルが発生した場合、参加者からの聞き取り等により状況を把握し、現状と今後の対応等について保護者へ連絡するなど速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。保護者は、必要に応じて学校と情報を共有します。

実施主体である地域クラブ活動が、これら確認事項を全て網羅できるのは困難であり、安全確認マニュアル（案）や事故対応時フロー等（案）の提示が必要。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等※1）において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2）
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※4）
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1）運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2）日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3）団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4）地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

○ 規約等の公表は誰に、会計処理の情報開示をする関係者とは？

○ 大会・コンクールへの参加の際には運営業務に係ることを強く打ち出す！

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等※1）において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成するともに、会員の保護者、指導者をはじめ、運営団体等の関係者に公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2）
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
 - 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために、会員の保護者、指導者をはじめ、運営団体等の関係者に対する情報開示が適切に行われていること
 - 営利を主たる目的とせずに運営すること※4）
 - 大会・コンクールに参加する場合には、その主催者の求めに応じて、その運営に積極的に協力すること
- ※1）運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※2）日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。
- ※3）団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- ※4）地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

実施主体や市町村によって差がでないように、できるだけ明確に記載

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1）を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2）
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力をを行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※ 1）平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※ 2）地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

別紙 <確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1）を運営団体等を通して生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、運営団体等を通して生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2）
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力をを行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※ 1）平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※ 2）地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

- 地域クラブ活動が直接、中学校等と情報共有するのは、学校側が煩雑になる可能性がある。
- 「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」（令和6年3月策定）においては、「適切な安全確保の体制確保について下記のとおり提言している。
 - ・ 運営団体は、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定し、クラブの「規約」に基づいた活動の方向性を公表します。運営方針には、「活動目標」、「目指す生徒像」、「育てたい力」、「指導方針」、「活動時間」、「休養」等を明示します。
 - ・ 運営団体は、地域クラブの運営方針や会費、活動内容や活動時間などを明記したチラシやホームページ等により、生徒を募集します。また、中学校の入学説明会等でクラブの活動について説明し、会員を募集することも考えられます。

実施主体である地域クラブ活動は、運営団体等を通して、生徒の在籍する中学校等と情報共有を行う方が効率的。

国が示す「地域クラブ活動に関する認定制度」に合わせて「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を改訂する必要がある。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を対象とした活動であること。
 - ・地域の子供たちは地域で学てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
 - ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとすることが考えられる。また、ガイドラインで示す部活動改革の理念や基本的な考え方等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動※1）の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる※2）。

※ 1）市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。
なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※ 2）国において、申請書等のひな型などを示す予定。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

加除修正なし

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
 - 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を対象とした活動であること。
 - ・地域の子供たちは地域で学てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
 - ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
 - 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとすることが考えられる。また、ガイドラインで示す部活動改革の理念や基本的な考え方等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動※1）の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる※2）。
- ※ 1）市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。
なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。
- ※ 2）国において、申請書等のひな型などを示す予定。

市町村間で広域連携して取り組む地域クラブ活動が多い本県においては、より柔軟に対象区域を定めることを想定しなければならない。
市町村等が直営する運営団体・実施主体の認定は容易いが、それ以外の地域クラブ活動について把握するのは困難。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項（続き）

- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙1の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「認定要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※3）は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「認定要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事教組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※3）一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、ガイドラインを参照。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項（続き）

加除修正なし

- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙1の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「認定要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※3）は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
 - 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「認定要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
 - 都道府県は、市町村又は一部事教組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。
- ※3）一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、ガイドラインを参照。

県の役割として、「地域クラブ活動に関する認定制度が円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う」とされている。相談体制をより強化してまいりたい。

3. 認定手続等

（2）認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※1）が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※2）を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始期、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※3）。

※1）市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。
なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2）国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3）申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

3. 認定手続等

（2）認定手続

加除修正なし

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※1）が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※2）を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始期、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※3）。

※1）市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。
なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2）国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3）申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

地域クラブ活動の運営団体から提出される申請書をとりまとめる所管課は、自治体によって教育委員会又は首長部局となる。
協議会（広域連携を含む）を設置する市町村においては、実質、協議会が認定の可否を審査することになるか。

3. 認定手続等

（3）認定の有効期間

- 認定の有効課間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

（4）指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・上記2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

（5）経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※1）に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1） 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

「信州地域クラブ活動認定ガイドライン」（素案）

3. 認定手続等

（3）認定の有効期間

- 認定の有効課間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

（4）指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・上記2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

（5）経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※1）に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1） 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

加除修正なし

加除修正するものではない

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※1）が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1）さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会（「総合型地域スポーツクラブ認証制度義部活動の地域展開タイプ」）において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

加除修正するものではない

5. 想定され認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

- 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※1)。
 - ① 市町村等による生徒・保護者等への情報提供
 - ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※2)
(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)
 - ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
 - ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
 - ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会育学施設等の優先利用、使用料の減免等
 - ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保
 - ③ 教師等の兼職兼業
 - ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可の対象
 - ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加
 - ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
 - ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加
(必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。）)

※1) 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※2) 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「○○市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

目的

部活動の地域展開により、**地域クラブ活動における指導・人権・運営等に関する問題や不安**について、適切かつ迅速に対応するため、相談体制を構築

対象者

地域クラブ運営団体・指導者・保護者・子ども

機能

相談対応及び相談内容に応じて適切な機関へつなげることを主とする

支援体制

県相談窓口では、まず一時的に相談を受け付け、必要に応じて市町村と連携してヒアリングや現地確認等を実施します。その際、事案に応じて教育事務所とも連携を図りながら、支援体制を構築します。**地域クラブ活動に関する認定制度に基づく認定クラブに対する指導助言等については、市町村が責任を持って対応します。**特にいじめに関する事案については、**市町村・学校・地域クラブが連携して対応**することが重要です。県も連携しながら、適切な対応を行っていきます。

相談窓口の設置について、ご意見等ございましたら、こちらからご回答をお願いします。 <https://forms.office.com/r/my0JxDsp1>



相談内容のイメージ



生徒・保護者
からの相談

- ▶指導者からのパワハラ・セクハラ等、指導者に対する苦情
- ▶クラブ内でのいじめ
- ▶過度な金銭負担を求められている など



地域クラブ
からの相談

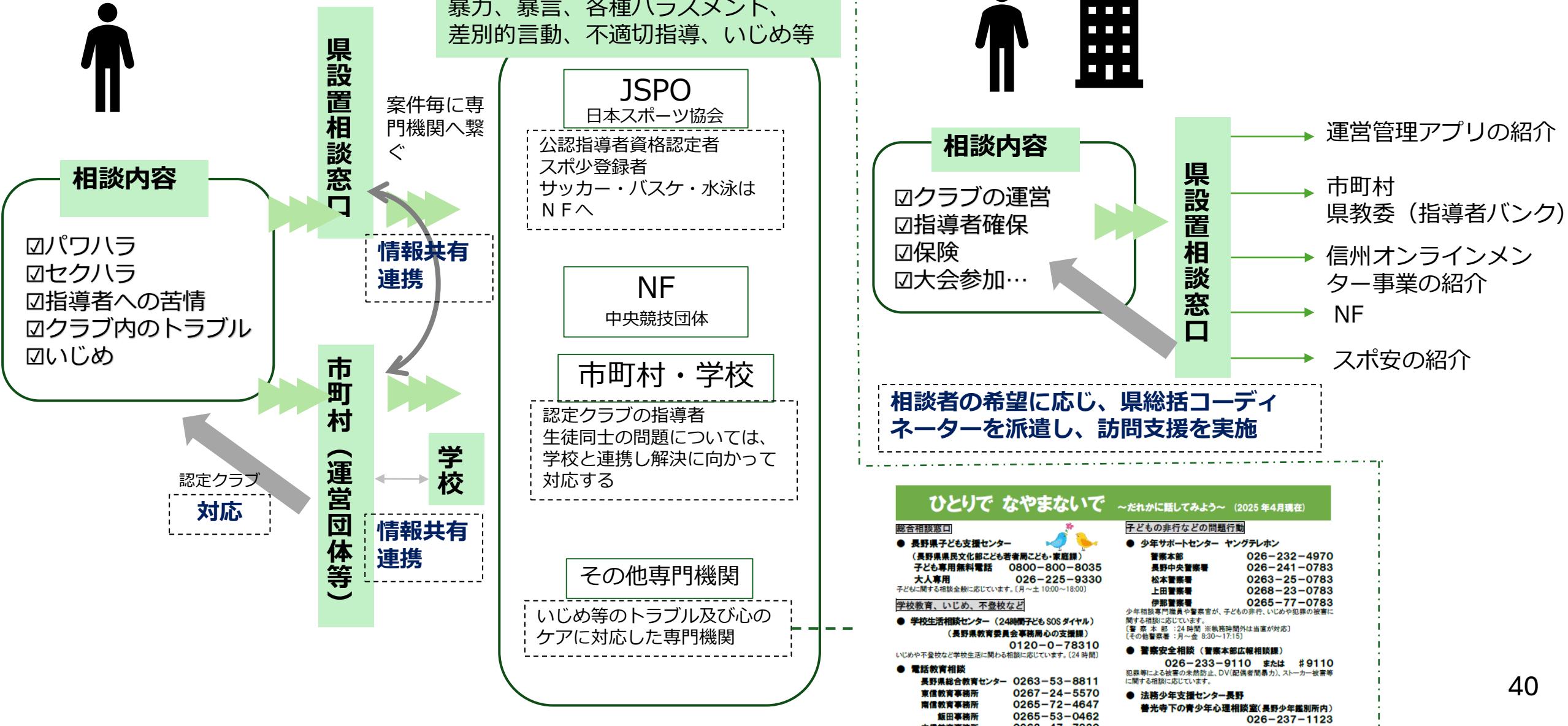
- ▶地域クラブの運営ノウハウ不足・保護者対応の不安
- ▶指導者の確保
- ▶指導者研修会の案内 など

相談窓口の設置に係る県と市町村の役割

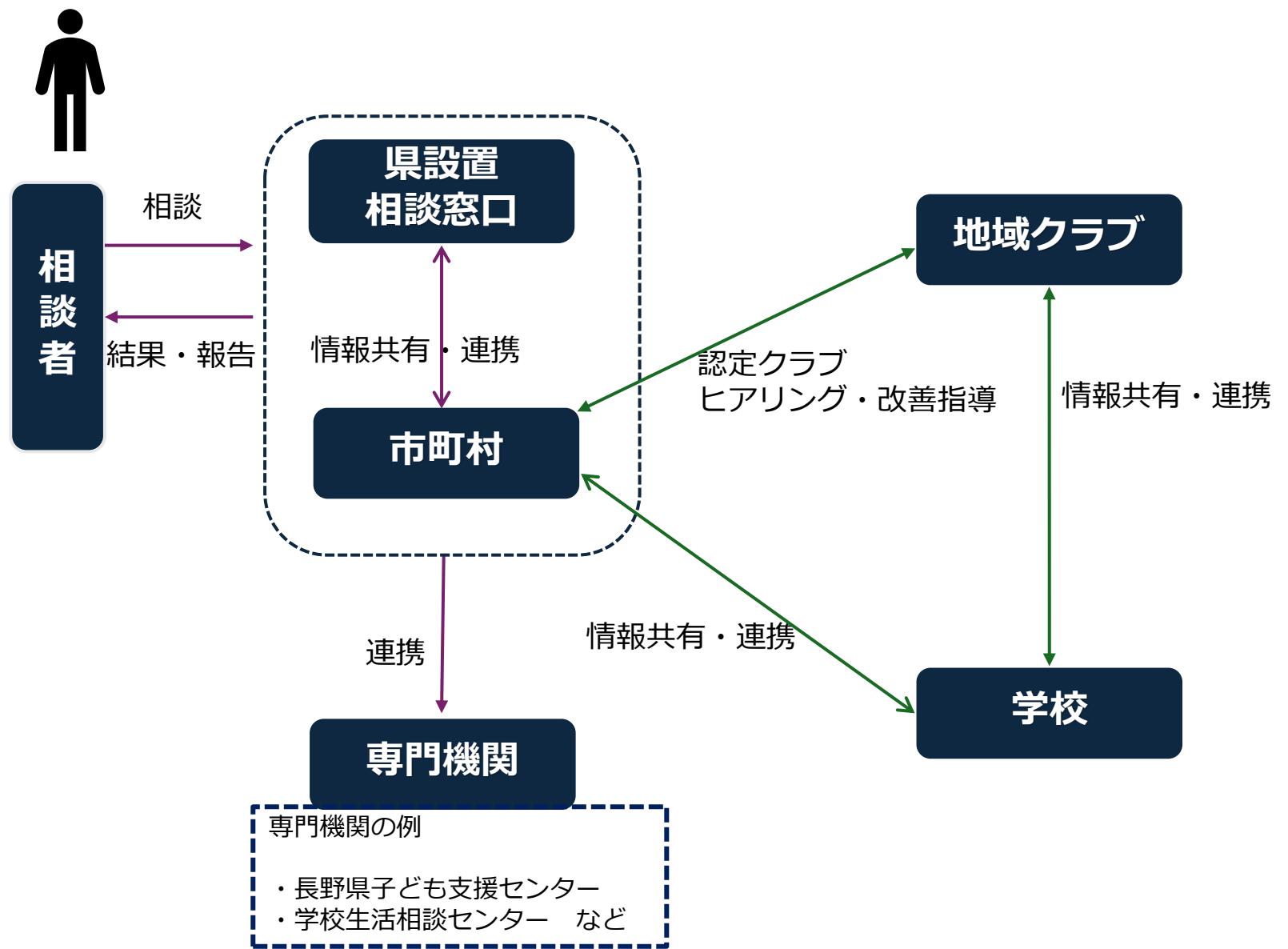
	役割
県	相談受付、市町村との連絡調整、適切な専門機関との連携
市町村	認定クラブに対する調査・改善指導、適切な専門機関との連携、学校との連絡調整

地域クラブ活動相談窓口の設置（イメージ案）

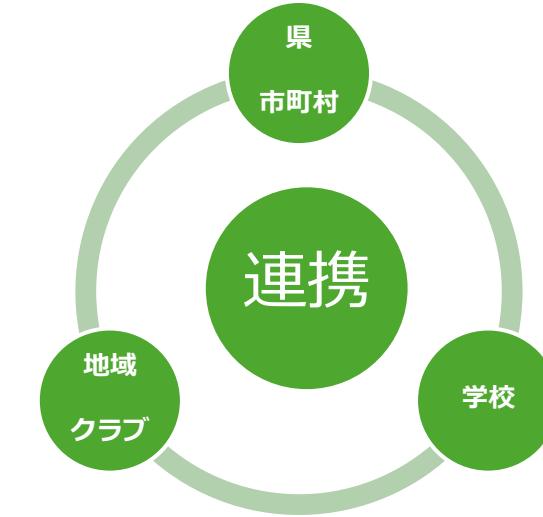
相談者A
(クラブ員又は保護者等)



地域クラブ活動相談窓口の設置（いじめの場合のイメージ案）



いじめ対策に向けて



クラブ内のいじめについては、学校間の問題がそのままクラブに持ち込まれる場合や、クラブに所属する生徒が複数の学校にわたる場合など、さまざまなケースが想定されます。

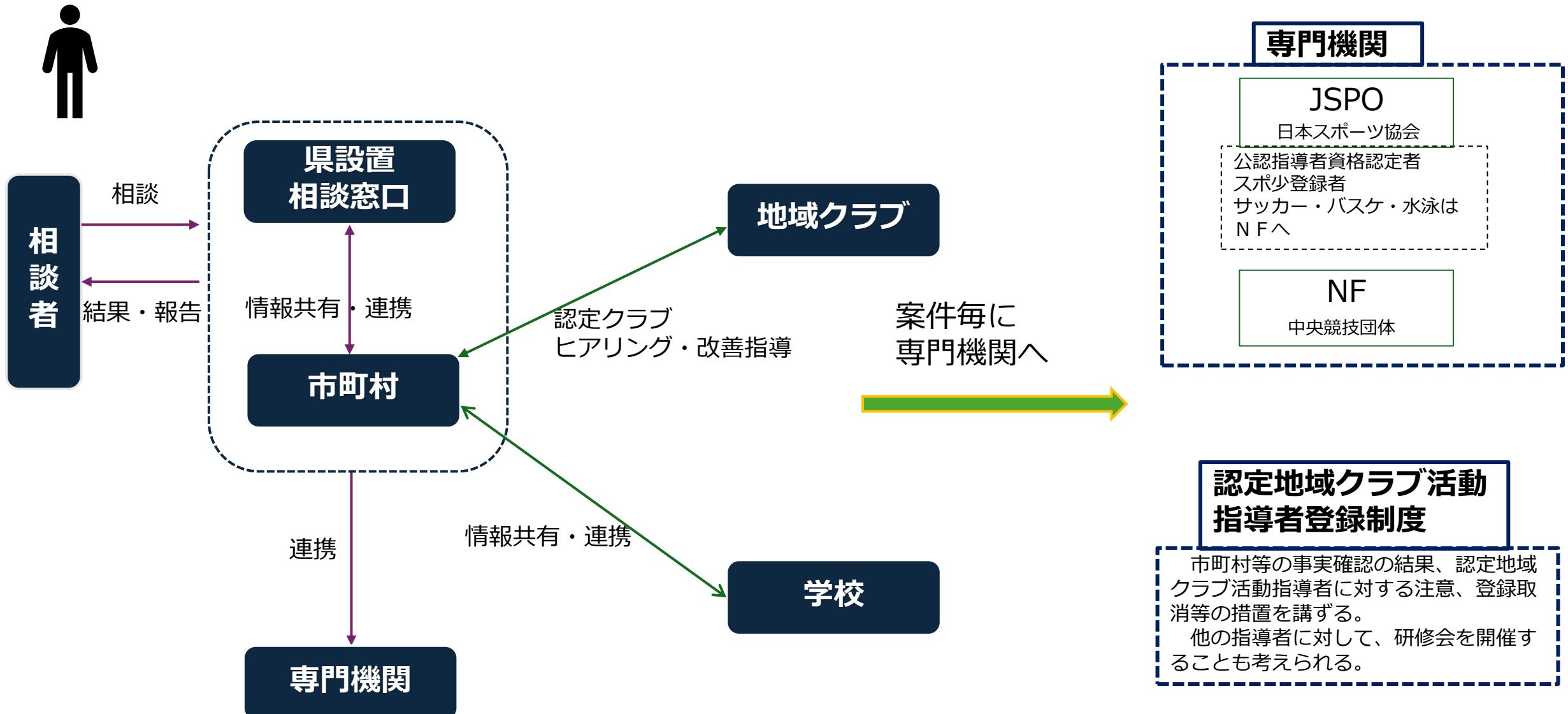
このため、いじめ問題の対策にあたっては、**地域クラブ**、**県・市町村**、**学校**が連携することが求められます。

重大事案については、**地域クラブ**、**県・市町村**、**学校**で構成する対策チーム（仮称）を結成し、対応することも検討されます。状況に応じて、警察等の専門機関へ繋ぐことも考えられます。

相談内容と対応フロー（クラブ内のいじめ）※県に相談が来た場合

対応フロー	内容	対応する 関係機関
①相談受付	窓口（電話・メール）で相談を受け、事実関係をヒアリング（相談者情報・対象クラブ・具体的状況など）	県
②情報整理・ 市町村と共有	相談内容を整理し、クラブの主たる所管市町村に共有（守秘義務に配慮）	県・市町村
③学校と共有	市町村は当該生徒が在籍する学校へ情報共有及び連携	市町村・学校
④クラブへの事実確認	当該クラブへ事実確認・ヒアリング	市町村
⑤専門機関への相談	ヒアリング内容を専門機関へつなぐ	市町村
⑥改善指導・再発防止措置	クラブに対して指導 市町村・学校・クラブが連携して対応	市町村・学校・ クラブ（県）
⑦結果報告	相談者へ対応状況と結果を報告、相談者の今後の活動支援	県

地域クラブ活動相談窓口の設置 (指導者のパワハラ等不適切事案の場合のイメージ案)

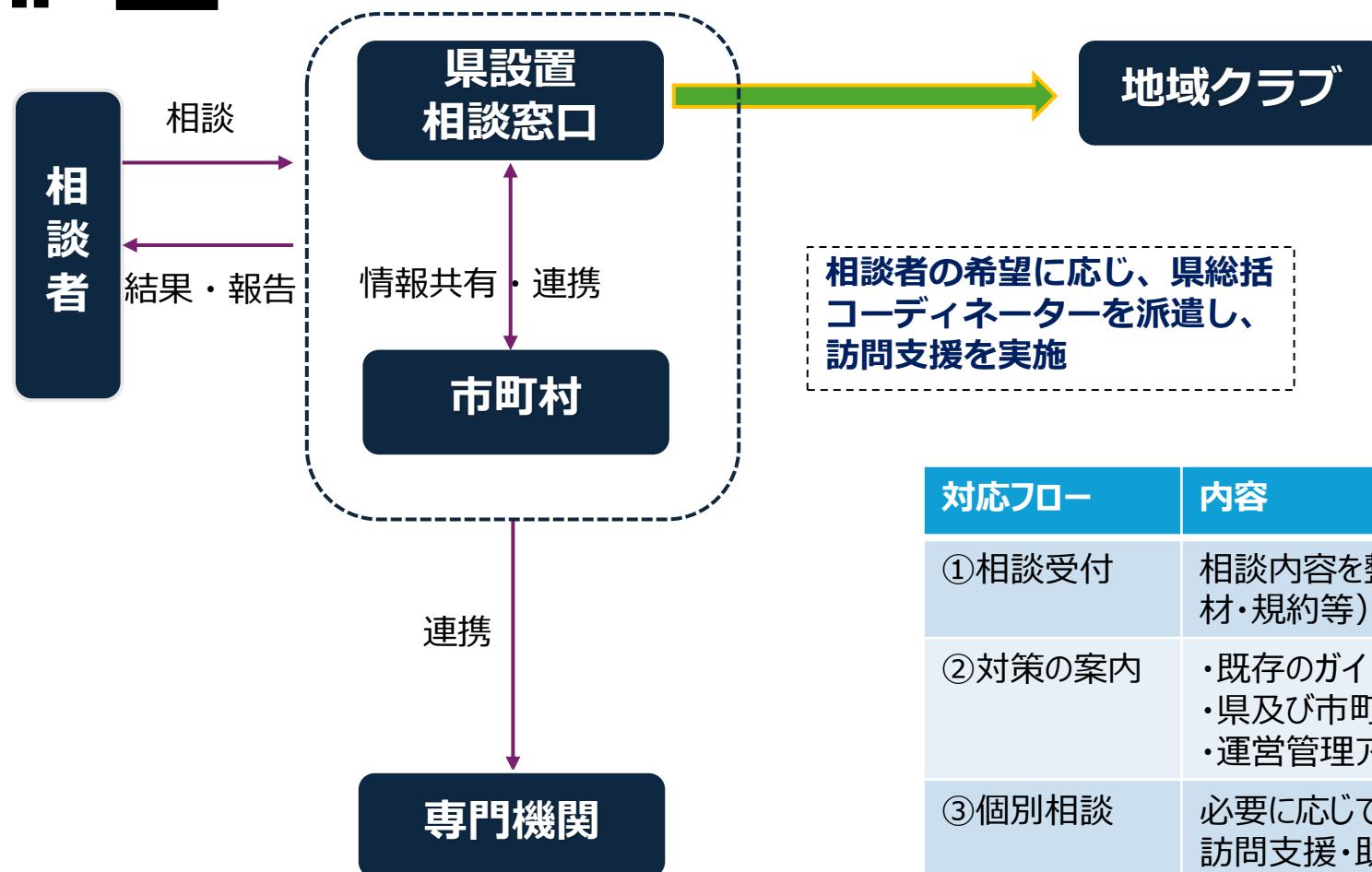
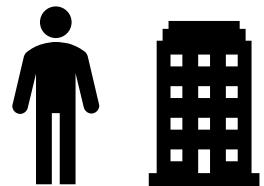


相談内容と対応フロー（指導者不適切事案）※県に相談が来た場合

対応フロー	内容	対応する 関係機関
①相談受付	相談内容をヒアリング（日時・場所・発言内容・継続性など） 必要に応じて証拠（録音・メモ等）の有無も確認	県
②情報整理・ 市町村と共有	事実関係を整理し、クラブの主たる所管市町村に共有（守秘義務に配慮）	県・市町村
③学校と共有	市町村は当該生徒が在籍する学校へ情報共有及び連携	市町村・学校
④クラブへの事実確認	該当クラブに対し、事実確認 (例：該当指導者へのヒアリング)	市町村
⑤専門機関への相談	ヒアリング内容を専門機関へつなぐ	市町村
⑥改善指導・再発防止措置	指導者に重大な瑕疵があった場合は、指導から外す等の措置を実施 他の指導者に対し、研修会を実施	市町村（県）
⑦結果報告	相談者へ対応状況と結果を報告、相談者の今後の活動支援	県

地域クラブ活動相談窓口の設置（イメージ案）

運営団体からの相談の場合



対応方法の例

- 運営管理アプリの紹介
- 指導者バンク
- 信州オンラインメンター事業の紹介
- N F
- スポーツ安全保険の紹介
- 補助金の案内 など

対応フロー	内容	担当
①相談受付	相談内容を整理（例：財務・安全・説明責任・人材・規約等）	県
②対策の案内	・既存のガイドライン・ひな形・チェックリストを紹介 ・県及び市町村の支援制度（補助金・研修）を案内 ・運営管理アプリ等の紹介	県
③個別相談	必要に応じて市町村の担当者や企業関係者とつなぎ、訪問支援・助言等を実施	県



学校部活動にあった体験入部や仮入部の機会に代わり、 地域クラブ活動の体験機会の創出を

(剣道は) 新聞紙を破ったり、楽しかった。(竹刀は) けっこう重かった。

(参加した子どもより)

地域に展開するなら、今までにないスポーツや、子どもたちが触れ合ったことがない新しいものに広げてもらえるのは、子どもたちの選択肢も増えてすごく良い。

(参加した保護者より)

- ・まつチャレ団体 計11団体
- ・県競技団体・アーバンスポーツ信州他 計7団体
- ・800人に参加者を得る



- 千曲坂城クラブは、「新たなスポーツ・文化芸術環境」の構築とともに、「**地域の新たな絆づくり**」と「**新たなまちづくり**」を目指して令和5年3月に設立
- 「**すべての子どもたちにスポーツ・文化芸術活動ができる環境を保障する**」を基本理念に、令和7年度は**18の専門部**で、**1,072名のクラブ員**が活動



更科・埴科の地で古墳等の歴史の学びや自然科学を学ぶ歴史・科学クラブは、森将軍塚古墳クラフト展、お田植えまつり、森将軍塚まつりなどのイベントにクラフト点を出店し、接客する楽しさも味わう。学校に足が向かない生徒も、クラブには足繁く通う「憩いの場」にもなっている。



県立特別養護学校生徒11名と千曲市・坂城町公立中学校生徒9名からなるボッチャクラブは、ユニバーサルスポーツであるボッチャの活動を通して、仲間づくりを行っている。



吹奏楽専門班は、埴生中、屋代中、戸倉上山田中、更埴西中、坂城中、屋代高校附属中の5校による月1回の全体練習を千曲市吹奏楽団の指導のもと、大編成の音楽を楽しんでいる。



上田市立第四中学校の部活動の地域展開を推進する「第四中学校文化スポーツ部活動推進委員会」は8月4日に各部活動の代1、2年生代表生徒から直接意見を聞く「生徒と語る会」を開催。

同校では推進委員会が外部指導者を確保し、令和6年度から休日の地域展開を進めており、令和8年度からは平日の地域展開を進めるに当たり、活動の主人公である生徒の声を今後に役立てようとしている。

活動場所は自転車で通
える範囲にしてほしい

専門の指導者に指導し
てのらえるので楽しみ

放課後に今まで通りの
練習ができるのか不安

新入生と一緒に練習で
きるようにしてほしい

活動場所はこれまでと同
じ場所で継続してほしい

指導者は従来どおりが
良い

ユニフォームやチーム名に
四中の名前を残してほ
しい

外部コーチと先生の言
ふことが違うことがないよう
にしてほしい



Student first の精神

第9回長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会
長野県中学校体育連盟及び主催大会の在り方検討WG 報告



長野県中学校体育連盟

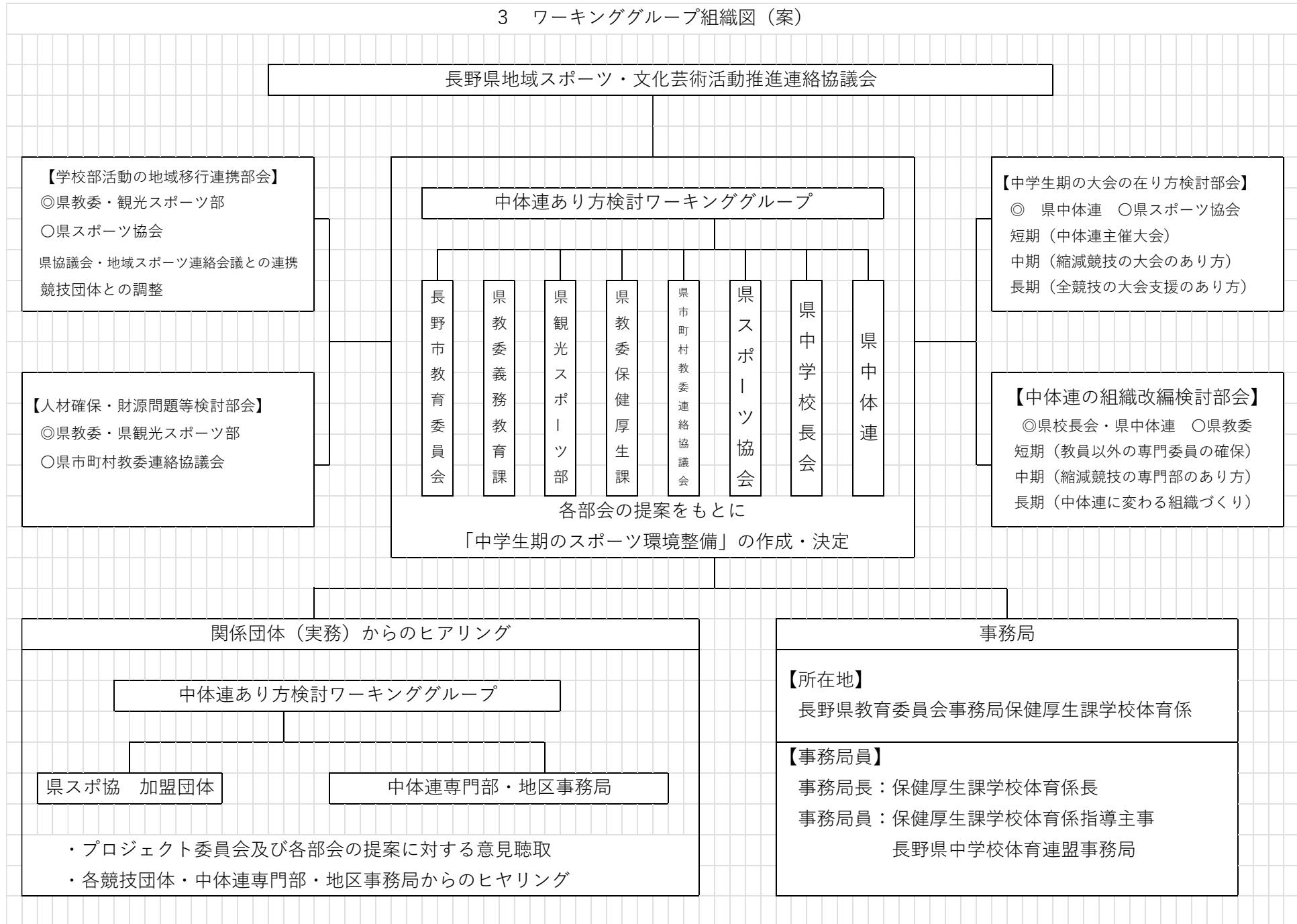
1 地域展開と中体連（全中・北信越・県大会）の見通し

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
地域展開	スポーツ庁	改革推進期間		部活動「前期」改革実行期間								
		休日の活動を地域に展開		休日地域展開の確実な着手・平日地域展開の課題。対応への検討								
	長野県	休日部活動の段階的な展開			改革実行期間（すべての休日部活動の地域展開・平日部活動の地域展開推進）							
	長野市	R7年7月部活動の発展的解消		完全実施 部活動の発展的解消								
	松本市	R7年8～10月頃休日の地域展開完了		平日の地域展開完了								
中体連 主催大会	全中大会	夏季16競技 冬季4競技（駅伝含む）開催			夏季11競技 冬季2競技（駅伝含む）開催			大会の見直し				
					水泳 ハンドボール 体操 新体操 相撲 スケート アイスホッケー 大会廃止			スキー大会廃止				
	北信越大会	北信越	九州・沖縄	中国	近畿（6巡目）	東海	関東	東北・北海道	四国			
	北信越大会	夏季16競技開催						大会の見直し				
		新潟県	福井県（10巡目）	富山県	長野県	石川県	新潟県	未定				
	長野県大会	夏季16競技開催 R9以降の冬季（スケート アイスホッケー）については検討中						大会の見直し				
中体連組織	日本中体連	現行の体制を維持			全中大会を廃止する競技の競技部を解散する			組織の見直し				
	北信越中体連	各県の競技専門部が共同して運営している（各県の競技専門部が維持できるのか）						組織の見直し				
	長野県中体連	現行の体制を維持		教員のみで組織することが困難				組織の見直し				
県内中学生の生徒数（予測）		51,842	51,257	50,361	49,774	49,056	47,888	46,378	44,844			

2 長野県中学校体育連盟及び主催大会の在り方検討ワーキンググループ 推進計画（案）

年度	令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度																			
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
日本中体連	夏	実務			冬	理事会			理事会			夏	実務			冬	理事会			理事会	夏	実務			冬	理事会			理事会			夏季6競技の縮減						
北信越中体連	新潟	検討	理事会						理事会			福井	検討	理事会						理事会	富山	検討	理事会									長野 新たな大会運営（案）の公表						
長野県中体連	理事会		理事会		冬	理事会			許認員会	理事会		夏	理事会			冬	理事会			許認員会	理事会			夏	理事会	理事会			理事会		理事会	新たな大会運営						
負担金		R 7 予 算 要 求	R 7 会 場 申 請	会 場 調 整 会 議		市 町 村 負 担 金 請 求	県 負 担 金 請 求		R 8 予 算 要 求	R 9 北 信 越 開 催 地 訪	会 場 調 整 会 議		市 町 村 負 担 金 請 求	県 負 担 金 請 求		R 9 予 算 要 求	R 9 会 場 申 請	会 場 調 整 会 議		市 町 村 負 担 金 請 求	県 負 担 金 請 求																	
会場確保																																						
	スポーツ庁	部活動改革推進期間（休日部活動の地域移行を進める）												部活動「前期」改革実行期間（休日地域展開の確実な着手・平日地域展開の課題。対応への検討）																								
地域移行	長野県	休日部活動の段階的な移行												改革実行期間（すべての休日部活動の地域展開・平日部活動の地域展開推進）																								
	長野市	部活動の段階的な移行						完全実施 部活動の発展的解消																														
ワーキンググループ（旧あり方プロジェクト）	組織の在り方	検討事項	①組織の立ち位置（法人化？） ②事務局の所在地（中学校/スポーツ協会/教育委員会） ③事務局担当者・専門委員の選出方法 ④旅費・報酬について ⑤予算（県・市町村負担金？）																		中学生期のスポーツ環境の整備のために協議会のもと、関係団体とWGを継続的に実施する																	
		第一回準備委員会	第二回準備委員会	第三回準備委員会（保健厚生課との調整）	プロジェクトの在り方検討	第四回準備委員会（WG設置承認）	第7回協議会	関係団体意見交換WG在り方検討	第8回協議会	WG準備	第1回WG	段階的な移行 ・事務局担当者の選出 ・専門委員の選出	第2回WG	第9回協議会	第10回協議会	第3回WG	第4回WG	第11回WG	段階的な移行 ・事務局担当者の選出 ・専門委員の選出	第5回WG	ワーキンググループの発展的な整備 競技団体と連携した大会運営の構築 負担金・参加費など、予算措置の検討 その他、課題への対応を継続的に実施																	
	大会の在り方	検討事項	①全中大会で縮減された8競技の開催について（競技団体への一元化/委託/交流大会） ②11競技の運営方法について（競技団体の大会との一元化や委託も含め） ③北信越大会とのかかわり（合同開催/競技団体委託/8競技の縮減）																		中学生期のスポーツ環境の整備のために協議会のもと、関係団体とWGを継続的に実施する																	

3 ワーキンググループ組織図（案）



4 長野県中体連の喫緊の課題←

（1）令和9年度以降の県総体における開催競技について←

- ・持続可能な競技会運営や、全中大会で廃止される競技の扱いについて←

⇒ 全20競技団体との連携を強化し、中長期的な中学生期の大会運営の在り方を検討していく←

（2）事務局・専門委員会の組織運営、地区・県・新人大会の競技運営について ←

- ・部活動の地域展開に伴い、運営に関わる教員が激減する←

- ・事務局や専門委員会を運営する人材の確保が困難になる←

⇒ 地域クラブ活動指導者の競技運営への参加を推進する←

⇒ 主催の在り方を検討し、競技団体の主催する大会との共同開催や委託開催を模索する←

（3）運営経費について←

- ・部活動の地域展開に伴い、県・市町村からの負担金が今後も維持されるのか不透明←

- ・引率教員役員の減少により、競技運営に携わる役員への日当（報酬）の検討が必要←

⇒ 負担金の増額・企業協賛金の依頼・参加費の値上げ←

1 実施方法

(1) 中体連主催大会と協会主催大会を共同開催で実施する。

「全日本中学生女子大会予選会兼第〇〇回長野県中学校総合体育大会ソフトボール競技」

2 変更理由

(1) 中体連競技部での運営が困難であるため

本年度より、部活動で大会に参加するチームがなくなり、クラブチームのみの参加となった。クラブチームからの運営の協力を得るだけでは大会運営が難しいと判断したため。

(2) 大会参加規程の違いによる問題を起こさないため

昨年度、協会主催の大会の規定と中体連大会の規定の相違により、複数問題が起きてしまった。規定を精選するためにも、大会を協会主催と一本化していくべきだと考える。

3 協会との確認済み事項

(1) 実施時期

令和8年6月27日（土）28日（日）・予備日7月4日（土）を予定

(2) 主催・共催・主管等の在り方

主催：長野県ソフトボール協会、ならびに、長野県中体連

(3) 費用の分担

①県中体連から委託金を県ソフトボール協会に支払う（R7：15,0000円）

②参加費については、協会大会への参加費とは別に一人500円の参加費を徴収し、長野県中体連に取める。

(4) 中体連の役割

①賞状の作成・授与

②北信越大会への推薦チームの決定

③北信越大会への申込

(5) 順位による各大会への出場権

1位のチームから順に、以下の出場大会代表権を選択する。

全日本大会（1チーム）・中日本大会（1チーム）・北信越大会（上位2チーム）

※認定されていない地域クラブ活動が北信越大会の選択権を得た場合は、下位チームを繰り上げる。←

※5位以下の順位決定については敗者戦で決定する。←

(認定されていないクラブがいなければ実施しない) ←

(6) 優賞について←

①賞状・・・全日本予選会として、1・2・3位 (2枚) ←

　中体連県大会として、1・2・3位 (2枚) ←

②優勝旗・優勝杯・・・全日本予選会、中体連県大会とともに、優勝チームに授与する←

(7) 中体連専門部について←

①専門部長・・・県中体連理事 (校長) ←

　・大会主催 (県中体連責任者) ←

②専門委員長・・・県中体連教員 (R9年度北信越大会を見据え南信中体連から選出する) ←

　・県ソフトボール協会との連絡調整←

　・県中体連ソフトボール専門委員会運営←

　・県中体連各種会議への参加←

　・北信越大会のソフトボール競技総務員←

　・北信越大会、全国大会参加申込等の取りまとめ←

③副専門委員長・・・県ソフトボール協会 (中学生委員会委員長を予定) ←

　・県大会の運営全般←

　・専門委員長との連携←

　・県中体連各種会議への参加←

(8) その他←

①協会主催大会に参加するチームの中には、中体連主催大会の参加を認定されていない場合も考えられる。北信越大会の代表権の決め方については予め検討する。←

②プログラムの在り方については、今後検討する。←

③その他、大会開催に向けて、検討すべき問題が出てきたら、専門委員長が協会と連携して決定していく。←

中学校部活動の地域展開フォーラムの開催について

令和7年度 重点地域における政策課題への対応

事業内容

- 地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定。当該都道府県が主体となって関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、域内の市区町村等と協力して課題の解決に向けた取組を試行することで、他の地域でも参考となるような課題の解決策を見出します。
- 取組の成果等についてシンポジウムや報告書等を通じて情報発信し、全国的な取組を推進。
- 令和7年度は新たに、マネジメント人材の育成の仕組みづくりや運営を効率化するためのシステム整備の2つを政策課題として設定。

選定状況

- 実施を希望する都道府県を公募し、有識者による選定会議における審査を経て、継続申請6県（茨城県、新潟県、兵庫県、福岡県、熊本県、沖縄県）に加え、新規申請4県（群馬県、長野県、長崎県、宮崎県）の計10県（申請のあった全ての県）を選定。



内 容 ■ 本県の情報提供「本県の施策と進捗状況

長野県教育委員会事務局保健厚生課学校体育係長 出口 哲郎

■ 基調講演「部活動の地域展開における地域の未来（仮）」

環太平洋大学体育学部 教授 友添 秀則 氏

■ パネルディスカッション テーマ「子どもをトコトン真ん中においた部活動の地域展開」

パネラー 金沢星稜大学人間科学部 専任講師 西村 貴之 氏

一般社団法人スポーツリンク白川 クラブマネージャー 渡辺 靖代 氏

千曲市教育委員会 教育総務課 指導主事 山根 義夫 氏

モデレーター 長野県教育委員会事務局 教育次長 松本 順子 氏



地域において持続可能な子どもたちのスポーツ・文化芸術環境の構築を考える 中学校部活動の地域展開フォーラム

日 時

令和7年12月20日（土）13:00～16:00

会 場

ホクト文化ホール小ホール（長野県県民文化会館）
(長野市若里1-1-3)

対 象

自治体スポーツ・教育関連部門関係者
学校関係者、地域スポーツクラブ関係者 など

定 員

300名（要申込み・先着順/参加無料）

プログラム

基調講演



「部活動の地域展開における地域の未来」

環太平洋大学大学院 教授 友添秀則 氏

スポーツ教育学・倫理学の第一人者。早稲田大学などで長年教鞭を執り、日本オリンピック委員会やスポーツ庁の要職も歴任。暴力根絶や教育改革に尽力し、スポーツと社会の健全な関係構築を推進しています。

パネルディスカッション



「子どもをトコトン真ん中においた部活動の地域展開」

モデレーター 長野県教育委員会 教育次長 松本 順子



金沢星稜大学人間科学部 教授 西村貴之 氏

スポーツ経営学、地域スポーツマネジメントの研究分野で活躍する他、スポーツ庁や日本スポーツ協会等の委員会に多数参画し、地域スポーツ政策の立案・推進にも尽力。スポーツを通じたまちづくりの実現に向けて活動を続けています。



一般社団法人 スポーツリンク白川 クラブマネージャー 渡辺 靖代 氏

事務局や指導者として総合型クラブに長年携わる。自身の子育てをとおした中学校部活動の価値や保護者としての関わり方をはじめ、クラブ運営側からの視点で中学校と連携した地域クラブ活動のあり方の実践を行っています。



千曲市教育委員会 教育総務課 指導主事 山根 義夫 氏

元・中学校長。千曲坂城クラブの創設と運営に携わるなど、県内でも先駆的に部活動の地域展開を推進。当該クラブは多くの子どもたちにスポーツや文化芸術の楽しさと成長の機会を提供するなど、本県の先進的事例となっています。

主 催 長野県教育委員会（スポーツ庁委託事業）

申込

下記URL 又は 2次元コードより
お申込みください（締切：12/15（月））
<https://forms.office.com/r/N8ca2szdmL>

共 催 長野県（公財）長野県スポーツ協会

運営・お問い合わせ

長野県教育委員会事務局保健厚生課（担当：上原、出口）
Email : sports-gakko@pref.nagano.lg.jp / Tel : 026-235-7448



※ フォーラムの様子を撮影し、成果報告書や事業の周知等に使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業

(趣旨) 生涯にわたり明るく楽しく安全に、スポーツ活動や文化活動などに親しめる社会づくり応援します。

I. スポーツ活動への助成

(22,450万円)

○助成対象団体：スポーツ関係団体、地方公共団体等(1) (2)
都道府県スポーツ協会(3)

○助成事業の概要

- (1) スポーツ活動活性化モデル事業 1,500万円 (うちR8:500万円)
社会の変化等に対応した活動や仕組みを開発・振興するモデル事業
【助成額】1事業@250万円／1年、原則3年間
- (2) スポーツ活動普及事業 4,500万円
全国又はブロック、県内単位で実施する各種スポーツ活動を支援
障がい者を含むインクルーシブな活動を推奨
【助成額】助成率1／2以内、単年度助成
 - ・多種目・大規模：1事業@250万円
 - ・規模別：全国(@100万円)、ブロック・県内(@50万円)
- (3) 地域スポーツ振興事業 16,450万円
改正スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、都道府県域のスポーツを一層
振興するための活動を支援
【助成】1団体@350万円／1年、単年度助成

III. 大学におけるスポーツ活動・文化活動への助成

(5,250万円)

○助成事業の概要

- (1) 地域スポーツ・文化活動等振興モデル拠点事業
2,750万円 (うちR8:500万円)
新しいコミュニティの形成や社会課題の解決を図るモデル形成事業
【助成額】1事業250万円／1年、原則3年間
- (2) 大学サークル活動等支援事業 2,000万円
大学の公認サークル等の充実・活性化を図る活動を支援
【助成額】1大学@70万円、単年度助成
- (3) 大学災害ボランティア活動支援事業 500万円
災害救助法適用地域に大学が組織的に行うボランティア活動を支援
【助成額】1大学1災害当たり@50万円、単年度助成

II. 中学校等の放課後活動への助成

(15,500万円)

○助成対象団体

- ・市町村、市町村教育委員会(1)
- ・市町村、同教育委員会、スポーツ・文化関係団体等(2)

○助成事業の概要

- (1) 部活動地域展開重点事業(新規) 11,750万円
実行会議最終とりまとめを踏まえ、改革実行期間(前期)において
部活動の地域展開を計画的に推進する市町村を重点的に支援
【次の各項目の実現を目標とする事業】
ア、全中学校区での休日の部活動が地域展開できる仕組み
イ、中学生等が複数のスポーツ・文化芸術活動ができる体制
ウ、生徒等が主体的に楽しく参画・活動できる環境や仕組み
エ、生徒の安全確保のための一元的な保険加入の仕組み
【助成額】1事業250万円／1年(原則2年間)
- (2) 部活動地域展開等放課後活動普及事業 1,500万円
中学校部活動の地域展開等放課後活動の充実に向けて、小・中学生
が地域で多様な活動に親しむ機会を提供する活動を支援
【助成額】1事業@50万円、単年度助成
- (3) 放課後活動振興モデル事業 2,250万円
継続分

IV. 文化活動・社会教育活動への助成

(1,500万円)

○助成対象団体

○助成事業の概要

- 文化活動普及事業、社会教育活動普及事業 1,500万円
全国各地で行われる文化・芸術や社会教育の振興に資する活動を支援
発表会、展示会、自然体験活動、ボランティア活動、研修会等
【助成額】助成率1／2以内、単年度助成
 - ・全国事業 : 1事業@100万円、
 - ・ブロック・県域 : 1事業@50万円

日程等

応募期間: R7.11.4(火)～R7.12.25(木)

／採択決定: R8.3.上旬(予定)



公益財団法人スポーツ安全協会